

Kaihou Nagasaki / 2008. 10

第 **64** 号
(平成20年10月発行)



会報

ながさき



長崎県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で、誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙の説明

キツネノカミソリ：（ヒガンバナ科 ヒガンバナ属）

撮影場所：多良岳（金泉寺附近）

名前の由来は、葉の形がカミソリに似ていることであるが、花の色がキツネの体色
をイメージさせる、ヒガンバナと同様に花が咲くときには葉がない、キツネノカミ
ソリはお盆頃に、ヒガンバナはお彼岸に花を咲かせ、なにやらご先祖様と因縁のあ
る植物であります。

目 次

定時総会			
・会長挨拶	2	会 長	相 沢 治 典
・法務局長祝辞	4	長崎地方法務局長	大 原 安 雄
・日調連会長祝辞	6	日調連会長	松 岡 直 武
・定時総会報告	8	広報部	杉 山 末 嗣
日調連第65回定時総会報告	9	副会長	針 本 久 則
日調連九州ブロック協議会定時総会報告	11	副会長	池 田 悦 郎
長崎県調政連平成20年度定時大会報告	13	広報部長	杉 山 末 嗣
法務大臣表彰を拝受して	14	会 長	相 沢 治 典
平成20年度第 1 回研修会報告	15	広報部次長	林 茂
平成20年度第 2 回理事会報告	23	事務局長	錦 戸 和 久
平成20年度第 1 回支部長会議報告	29	事務局長	錦 戸 和 久
土地家屋調査士会に入会して	35	長崎支部	田 川 康
	35	諫早支部	宮 崎 龍 信
	36	佐世保支部	船 津 学
総務部からのお知らせ（職務上～）	37	総務部長	坪 井 邦 幸
支部便り	48	壱岐支部	今 西 章 二
	49	対馬支部	有 地 孝 之
会員異動	51	事務局	黒 田 繁 美
会務報告	52	事務局長	錦 戸 和 久
古代史第Ⅲ弾	54	佐世保支部	神 尾 正 武
『大国主命』			
編集後記	57	広報部	樋 口 賢 三



会 長 挨拶

会 長 相 沢 治 典

本日ここに、長崎県土地家屋調査士会平成20年度の定時総会を開催するに当たり、長崎地方法務局大原安雄局長様をはじめご来賓の方々には、公務ご多忙のなか、ご臨席を賜りましてまことにありがとうございます。

日ごろより、私ども土地家屋調査士会ならびに会員に対して、ご指導・ご鞭撻を賜り、衷心より御礼申し上げます。また、会員の皆様には常日頃から本会の会務運営に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年5月の定時総会において、私をはじめ新しい役員のご指名をいただいから、ちょうど一年を経過いたしました。この一年間の私どもの会務は司法制度の大改革による不動産登記法等の改正に対し具体的に、実行する年度でありました。

第一にオンラインによる登記申請制度ですが、オンライン登記申請が利活用しやすい環境の普及促進に向けて、法務局との協議会や、支部ごとにオンライン登記申請推進委員による定着、普及に向けた研修会との準備を着々と進行しております。

我々土地家屋調査士も認証局を活用する、ICカードの取得については、現在本会では約44%の会員が取得しておりますが、ま

だ取得されていない会員様には、積極的な取得をお願いしたいと思います。

次に、筆界特定制度であります。この制度は、不動産登記法・土地家屋調査士法上における画期的なものであり、一昨年1月20日の施行後、当初の予想をはるかに上回る件数が報告されております。長崎県土地家屋調査士会からは、総会資料にもありますように、26名の筆界調査委員を、長崎地方法務局に推薦いたしました。

また、筆界調査委員の方には、ご足労をおかけしておりました、意見書にかかわる業務弁償費は、今年度からは予算付けが出来たようであります。

今後、私共長崎県土地家屋調査士会は、この筆界特定制度が広く県民の皆様にご利用出来ます様啓蒙すると共に、我々も代理人として、質の向上を図るための研修会を積極的に行い、更なる研鑽と技術の習得を目指してまいり所存であります。

次に、民間紛争解決手続き代理関係業務、いわゆる「ADR」代理権と、境界問題相談センターの件ですが、まずセンターの立ち上げについては、昨年度は境界問題相談センター準備委員会を立ち上げ、他県会の情報収集や、選考会の講師による研修を行ってまいりましたが、今年度は、具体的設立

に向けた準備をする予定であります。ちなみに、全国の状況では平成20年3月末現在29県会が既に立上げが完了しております。又、代理権の取得に付きましては、日調連により特別研修がこの3年間に渡り実施されました。

昨年度の最終結果は未発表ですが、現在のところ総会資料にも掲載しておりますとあり、26名の会員が土地家屋調査士法第3条2項でいう民間紛争解決代理業務が行える認定者として資格を保有しております。

本日の総会では、約20年間続いておりました、証紙制度による比例会費を廃止し、定額会費へ移行する議案を上程しております。その理由といたしましては、数年前よりご説明してきましたように、国策によって、オンラインによる登記申請をする様促進指導もあり、今後は、オンライン申請も急加速する事が予想されます。従いまして

現行の証紙貼付調査も出来なくなる見込みであります。このような状況下に置いて平成19年度第3回支部長会議に於きまして比例会費制度を撤廃し、定額会費へ移行する提案のご検討を頂きました。支部長会議では、積極的なご意見を頂き、比例会費制度を撤廃し定額会費へ移行したいと考えました。

会費一部値上げに付きましては、筆界特定、オンライン申請等の研修、ADR開設準備運営の事業費に充当する予定ですので慎重審議の程を宜しくお願いを致します。

遅くなりましたが、本日の表彰、並びに感謝状を受賞される皆様おめでとうございます。受賞された皆様方が今後ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。最後に本日、ご出席の皆様方のご発展とご健勝を祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。





祝 辞

長崎地方法務局長 大原 安雄

本日ここに、長崎県土地家屋調査士会の定時総会が、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。また、会員の皆様方には、日頃から登記事務をはじめ法務行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

また、先ほど、多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、制度の発展と法務行政の運営に寄与された御功績が特に顕著であると認められました方々に対する表彰が行われたわけではありますが、その御功績に対しまして、改めて感謝いたしますとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、現在、わが国は、社会のあらゆる分野において構造改革が推し進められておりますが、このような社会経済システムの大きな変革期にあって、登記行政を取り巻く諸情勢も時代の要請とともに大きく変化をし、多様化しているといえます。改めて申し上げるまでもありませんが、登記制度は、経済社会の発展と国民生活の安定のためには欠くことのできない制度であり、社会経済システムを支える重要な社会基盤であります。そうであるからこそ、私ども法務局は、そうした社会の変化に適確に対応しなければならず、現在、様々な取り組み

をしているところでございます。

その一つが、行政情報化の推進であります。

昭和63年から進めてまいりました登記事務のコンピュータ化事業、これは本年3月に無事に全国展開を完了したところであります。今後は、全国の登記所でオンライン申請が可能となる体制を整えるとともに、平成18年に5年計画でスタートいたしました登記所備付地図の電子情報化、いわゆる地図情報システムの導入はもとよりの事、その基盤となります地図整備の推進と筆界特定制度の適確な運用に全力を挙げているところであります。

オンライン登記申請につきましては、昨年7月、対馬支局導入を持って、当局管内全庁がオンライン取扱庁となりました。皆様方のご協力をいただきまして、大きな障害もなくこれまで推移してきたところであります。その利用の促進が喫緊の課題となっていることは御承知のとおりであります。既に、昨年4月1日からオンラインによります登記事項証明書の送付請求の登記手数料が値下げされまして、本年1月からは、今後2年間にわたる登録免許税の税額控除の特別処置が始まりました。さらに、その利用促進のために、改善策を盛り込ん

だ政省令等の一部改正が行われまして、これに基づく運用が1月15日から開始したところであります。

皆様方におかれましては、国民の利便性の一層の向上を図り、登記制度をIT社会にふさわしいものにするという趣旨をご理解をいただきまして、今後とも、オンライン申請の普及・促進に特段のご理解とご協力をお願いをいたしたいと思っております。

加えまして、不動産登記制度の根幹を支える登記所備付地図につきましては、いわゆる「平成地籍整備」の方針に基づき、法務省において、都市部の地図混乱地域を対象として14条地図の作成作業を推進しているところではありますが、長崎局におきましては、昨年度、長崎市新大工町地区ほか1746筆について作業を完了致しました。又本年度につきましては、長崎市葉山1丁目地区の984筆について作業を行う予定でございます。

さらには、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図ることを目的に一昨年1月にスタートいたしました筆界特定事務につきましては、当局管内における運用開始からの総受付件数は、57申請117件でございまして、現在処理中の事件は、21申請57件となっております。

これらの事業の推進は、土地家屋調査士に対する社会的要請がより一層高まる契機ともなるものでもあり、地積の測量と筆界の専門家であります皆様方の豊富な知識と経験高度な技術、その提供が不可欠でございます。皆様方には、これら施策の重要性

をご理解をいただきまして、更なるご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上のとおり、表示に関する登記、とりわけ地図を巡る情勢は大きく変わろうといたしておりますが、皆様方には、引き続き時代の要請に即応した業務処理と国民の権利保護に十分に寄与されることを深くお願いをする次第でございます。

終わりに、長崎県土地家屋調査士会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝を心から祈念申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。





祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

本日ここに、長崎地方法務局長殿を始め多くのご来賓の方々をお迎えして長崎県土地家屋調査士会の平成20年度定時総会が盛会に開催されました事を、お祝い申し上げます。

日頃、日本土地家屋調査士会連合会の会務、運営にご支援、ご協力を賜っていることに対しまして、改めて感謝の意を申し上げます。お蔭様をもちまして、平成19年度の連合会の事業は概ね所期の成果を上げられたものと思っております。この場をお借りしてお礼をもうしあげます。又、連合会は、兼ねてからの予定どおり先月会館を移転し、新たな会館にて業務を開始しておりますので、ここに改めてご報告させていただきます。

さて、平成19年度も、土地家屋調査士制度に深くかかわる諸制度の改革があり激動の年でありました。連合会では、制度対策本部を中心にそれらに積極的に取り組みますとともに、事業の実施、組織運営に、新たな視点を加えた活動として、広く全国からメンバーを集めた、プロジェクトチームとしての活動を展開してまいりました。

筆界特定制度の関係では、筆界特定手続きの代理業務に関する実務の手引書として、土地家屋調査士が申請代理人として、作成する筆界特定申請書、意見書、添付図面書

等の標準版となる「筆界特定実務の手引き」を作成し、各土地家屋調査士会にお送りいたしました。

又、土地家屋調査士等が設置したいわゆる登記基準点につきましては、一定の要件を満たす者について、不動産登記規則第10条第3項にいう「基本三角点等」に認められますよう基準点として取り扱う事が出来るよう、関係省庁と継続的に協議を重ねてまいりました。

さて、法務大臣が指定する特別研修を受講され、法務大臣の認定を受けられたいわゆる、ADR認定土地家屋調査士は2289名の誕生を生み、また、第3回特別研修が、去る3月29日に終了しております。引き続きADR認定土地家屋調査士の育成に向けて取組むとともに、今後は、認定を受けた後のフォロー研修にも取組んでいく所存でありますので、一層のご支援をお願い致します。さらに、ADR認定土地家屋調査士の活動基盤となる「境界問題相談センター」も今や、全国土地家屋調査士会の6割に相当する30会で設置されており、北は北海道から南は九州沖縄まで土地家屋調査士の専門性を活用した土地家屋調査士会の社会貢献事業として境界ADRが設置されています。

さらに、昨年12月には、大阪土地家屋調

査士会が、又本年4月には愛媛県土地家屋調査士会がそのサービスが法律に定める基準、要件に適合しているものとして、「ADR法」に基づく法務大臣の認証を受け、「かいけつサポート」として、活動を開始しております。

立上げ済みの、単位会の皆様には、決して平易ではないセンター設立にご尽力頂きましたことを感謝する一方、これから設立を予定される土地家屋調査士の支援や、既に設立がされている土地家屋調査士会に係る、民間紛争解決手続き機関としての法務大臣の指定・認証手続きのサポートに努めますとともに、各土地家屋調査士のセンター運営につき情報提供を行っていく目的で連合会に設置しました「日調連ADRセンター」の活動を充実させてまいります。

一方、オンライン登記申請におきましては、更なる利用促進のため、オンライン登記申請促進組織を整備・運営するとともに、会員個々の実情に合った四ステップのオンライン登記申請の利用方法を提示し、また、オンライン登記申請を行うための環境設定ソフトも構築致しました。

制度の面におきましては、電子証明書発行の際、本人からの住民票の写し、印鑑証明書の提示を不用とし、連合会に備える法廷の「名簿」に基づき本人確認を行う事とする等の要望をいたしております。連合会では、本年度も、会員の皆様に、オンライン登記申請をより一層使っていただけるよう、制度面・技術面において引き続きサポートして行く事にしておりますのでご協力お

願い致します。

広報の関係では、著名な方の自宅や、事務所等の未登記問題が表面していることを受け、未登記建物解消キャンペーンを計画するとともに、各界にチラシ及びポスターを配布いたしました。

昨年末に各ブロックで開催していただきました総務担当者会合では、連合会会則、情報公開に関する規則、戸籍謄本等職務上請求書管理規程モデル等につき、直接、ご意見を伺うとともに、昨年宣名いたしました、土地家屋調査士倫理規範の取り扱いについて、更なる理解を求めました。

そのほか、公益法人制度改革関連法の施行に対する適切な対応、また、規制改革における資格制度の見直しや、強制入会制度のあり方についての今後の検討の動向にも細心の注意を払っていくことが求められるなど、課題は、山積みしております。

土地家屋調査士制度を取り巻く環境は、いぜんとして、激しい変革の流れの中にあります。いつの時代においても、社会の要請に応え、国民の信頼に応える事ができる土地家屋調査士であるために、連合会は、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実・発展に全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

長崎県土地家屋調査士会並びに会員の諸兄の一層のご理解とご提言賜りたくお願い申し上げます。結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と長崎県土地家屋調査士の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉とします。

平成20年度 定時総会報告

広報部 杉山末嗣

平成20年5月23日（金）長崎市の「長崎県勤労福祉会館 2階講堂」において、長崎地方法務局長はじめ司法書士会等、近隣友好団体から多数のご来賓をお迎えし、長崎県土地家屋調査士会定時総会が出席会員128名、委任状出席64名（全会員数218名）のもと盛大に開催されました。

総会は午後1時より開催され、土地家屋調査士倫理綱領唱和、会長挨拶、来賓紹介の後、表彰状の授与式に移り、福岡法務局長、九州ブロック協議会会長及び本会会長表彰が行われました。受賞者を代表して、畠中正人会員が謝辞を述べ表彰式が終了しました。

続いて、長崎地方法務局長の祝辞、日本

土地家屋調査士会連合会会長の祝辞（代読）、新入会員6名の紹介の後、長崎支部 西田圭次会員と佐世保支部 高橋修治会員を議長団に選出して議事に入りました。

提出議案第1号議案から第4号議案の収支決算報告、会則の一部改正、事業計画案、予算案まで活発な質疑応答が交わされました。

今回の定時総会は比例会費（証紙）の廃止に伴い固定会費への移行についての審議が最大の課題でしたが、事前に各支部の総会で説明及び審議されており、原案どおり可決承認され、定時総会が滞りなく終了しました。



第65回 日調連定時総会 報告書

副会長 針 本 久 則

日 時：平成20年6月16日(月) 午後1時
から17日(火) 正午まで

場 所：京王プラザホテル

出席者：相沢会長、針本副会長

1 日目

開会の辞の後、土地家屋調査士倫理綱領の唱和と調査士の歌の斉唱があり、松岡会長の挨拶の後、鳩山法務大臣から相沢会長が法務大臣の表彰を受け、その後感謝状の贈呈が行われ、総会の祝辞があった。

議長として、函館会の岡田会長と愛媛会の岡田会長が選出された。会務報告が執行部よりあり、議事に入った。

議 事

第1号議案

(イ)平成19年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成19年度特別会計収入支出決算報告承認の件

財務部長から説明がなされ、原案通り承認された。

第2号議案

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

平成19年度否決された経緯があるが、特段の質問もなく可決された。

1日目の議事が終了した。

午後6時から懇親会が行われ、河野副大臣初め、多くの政治連盟の議員が参加され祝辞を述べられた。

2 日目

第3号議案

日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件から再開され、担当理事から説明がなされ、原案通り承認された。

第4号議案

平成20年度事業計画(案)審議の件

第5号議案

(イ)平成20年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成20年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

一括上程され、担当理事説明のあと質疑に入った。事前質問が多く、時間を多くついやす案件であったが、原案通り承認された。

第6号議案

日本土地家屋調査士会連合会会則別紙
[第72条（会費）関係]の改正（案）審
議の件

会費500円を値上げする案が提案され、
質疑の後、原案通り承認された。

以上で議事全てが終了したが、日程的に
時間が足りない感じがした。2日目は午前中
だけでなく、まる1日かけて行ったらどう
かなと思った。（経済的な面もあろうかと
は思いますが）

午後2時から、新しくなった調査士会館
で民事局長の記念講演があった。



平成20年度 九州ブロック協議会 定時総会 報告書

副会長 池田悦郎

日時：平成20年6月8日(日)～9日(月)
場所：宮崎観光ホテル
出席者：相沢会長、針本副会長、池田副会長

日本土地家屋調査士会連合会 会長
松岡直武様

第1日目

定時総会は、午後1時から宮崎会松崎靖尚総務部長（当番会）の司会進行により、九州ブロック協議会中村宏道副会長（大分会）の開会の言葉で始まった。宮崎会鎌田隆光副会長の先導で、福岡法務局民事行政部長浜辺幸二様をはじめ来賓の方々が入場された。連合会からは、松岡直武会長ほか来賓として出席された。

当番会である宮崎会蓑原照光会長の歓迎の挨拶、九州ブロック協議会西龍一郎会長の挨拶の後、下記の来賓からの祝辞があった。

来賓祝辞

福岡法務局長代理 民事行政部 部長
浜辺 幸二 様
宮崎地方法務局 次長 桑野 順一 様
宮崎県知事代理 県土整備部 部長
野口 宏一 様
宮崎市長代理 建設部用地管理課 課長
本田 孝行 様

来賓が退席され、休憩後、西日本各ブロック（近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロック）協議会会長挨拶に続き、日調連松岡直武会長から連合会の現状と会務報告がなされ、引続き日調連瀬口潤二専務理事から本年度総会の会費改正に関する議案の提案趣旨説明などがなされた。休憩後、桐栄サービスの取扱う保険についての説明があった。

時間の余裕が生じたので当初予定を変更し議事に入り、宮崎会蓑原照光会長を議長に選出し、執行部からの会務報告の後「第1号議案 平成19年度決算報告（監査報告）並びに剰余金処分案承認の件」を審議し原案の通り承認して、1日目を終了した。

夜には懇親会が催され、福岡法務局長民事行政部長 浜辺幸二様、宮崎地方法務局 次長 桑野順一様ほかも出席された。

第2日目

午前9時から、第1日目に続き宮崎会蓑原照光会長の議長のもと下記議案を審議した。

- ・第2号議案 平成20年度事業計画案審議の件
- ・第3号議案 平成20年度予算案審議の件
第2号議案、第3号議案まで原案の通り承認された。
- ・第4号議案 次期当番会決定の件
鹿児島会に決定。
- ・第5号議案 九州ブロック協議会役員選任の件

役 職	所属会	氏 名
会 長	熊本会	西 龍一郎
副 会 長	宮 崎 会	蓑原 照光(新任)
副 会 長	福 岡 会	中村 邦夫
監 事	鹿児島会	馬場 幸二(新任)
事務局長	熊本会	吉田 末春

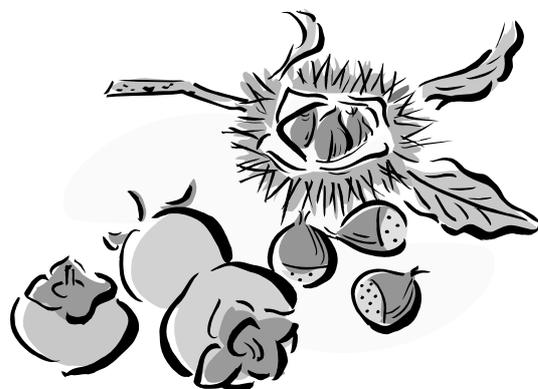
<参考> 日調連役員

役 職	所属会	氏 名
副 会 長	福 岡 会	下 川 健 策
理 事	福 岡 会	中 村 邦 夫
理 事	大 分 会	宮 嶋 泰
監 事	大 分 会	阿 部 重 信

- ・第6号議案 その他の件
なし。

閉会の後、九州ブロック協議会選出の日調連役員、宮嶋泰社会事業部理事、水竹亦雄オンライン推進委員からそれぞれ連合会の状況等の報告がなされた。

以上ですべての予定を終了し閉会した。





平成20年度 長崎県土地家屋調査士 政治連盟定時大会報告

広報部長 杉山末嗣

平成20年5月23日（金）長崎市の「長崎県勤労福祉会館 2階講堂」において、出席会員65名、委任状出席102名のもと午前10時より開催されました。今回の定時大会は、午後より長崎県土地家屋調査士会の定時総会があることもあって全会員の3分の1以上の出席者がありました。

総会は、会長挨拶、野本三雄県議会議員、相沢治典長崎県土地家屋調査士会会長、石橋孝作長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長の祝辞のあと、議長選出に移り長崎支部の池田國廣会員を選出しました。議長就任挨拶の後、平成19年度会務報告、

活動報告が行われ、その後、議事に入り、提出議案第1号から第3号議案の収支決算報告承認、運動方針、活動計画承認又、収支予算（案）承認まで活発な質疑応答が交わされ、原案どおり可決承認されました。第4号議案については、会計年度の件で質疑等がありましたが、可決承認され、長崎県土地家屋調査士政治連盟定時大会は滞りなく終了しました。

議事終了後は、土地家屋調査士会会員である諫早市議会議員 藤田先生よりご挨拶をいただきました。



法務大臣表彰を拝受して

会長 相沢治典

去る6月15日、平成20年度日本土地家屋調査士連合会総会におきまして、法務大臣表彰を拝受いたしました。

私は、昭和58年父である「相沢八十治」の他界とともに、土地家屋事務所を引き継ぎ、今日まで25年有余の調査士業を営んできましたが、その内21年間を長崎支部幹事6年、本会役員15年として勤めさせていただきました。土地家屋調査士会の会務がどのようなものか、右も左も分からなかった私に対し、歴代の支部長様はじめ、会長様や多くの役員の方々のご指導の元、今日まで来れたことに対し心より感謝する次第であります。振り返ってみますれば会務21年間は悲喜こもごもでもありましたが、「会は会員のためにある」を教えていただきました

先輩の先生方や、会員の皆様へ少しでもご恩返しができたのか不安でもあります。

今、土地家屋調査士は規制改革の元、激動、激流の真っ只中であると理解いたしますが、我々調査士はその荒波に負けることなく乗り切れると信じております。

今回、私の名前で法務大臣表彰の栄に浴しましたが、この表彰は長崎会会員全員が対象として頂いたものであると理解し、今後とも会員皆様と長崎県土地家屋調査士会の発展のため、全力を投じる所存であります。

法務大臣表彰を拝受いたしましたことにつきまして、改めて厚く御礼申し上げますとともに、会員皆様方のご健勝を祈念申し上げます、感謝の言葉とさせていただきます。





平成20年度 第1回研修会

広報部次長 林 茂

平成20年7月5日(土) 会員多数の参加のもと、長崎市の長崎県勤労福祉会館において本年度第1回の研修会が開催されました。

今回の研修テーマ及び講師の先生については、次のとおりです。

「出前授業について」

本会島原支部 中川忠則支部長

「筆界特定制度について～資格者代理人による申請等を中心として～」

長崎地方法務局

福岡誠治総括表示登記専門官

今回の研修報告では、「出前授業について」の講義内容を記載いたしました。

「出前授業について」

中川島原支部長講義より

1、主旨については

会長の挨拶された中にあった、「飯の食

える土地家屋調査士」というのが、出前授業のテーマである。

会長から、出前授業で行ったとおりにとの事でしたので、伊能ウォークのジャンパーを着てきました。

1つだけでも、中学生に覚えていってほしいと思い、1坪の面積を覚えてもらうために、畳の表ゴザを2枚かかえていきましたら、変質者と間違えられました。

2、中学校に出前授業の話をもっていくのに、いちばん苦労したのは

教育委員会の説得でした。なかなか、学校は外部からの講師は入れてもらえないため、教育長と話をし、教育長から学校教育課長へ指示してもらい、それから、市内の中学校に校長会で図ってもらって、やっと、受け入れ中学校を決めてもらいました。

中学校も3年生の指導をどのようにしたらいいか、非常に迷っている中、3学期の中学生の進路指導に役立つと言ってくれました。

一昨年出前授業を行った島原市立第一中学校では、3日間、職場体験学習という、自分達で職場を選んで、自分で交渉をして、各生徒の自宅から、給油所、農家、畜産、



いろんな所に通って、職場体験学習をしている。その体験を通して大人になったら、どういう仕事を選ぶのかの学習に取り組まれているそうです。その進路指導の時期にのせてもらいました。

3、出前授業の話の内容については

土地家屋調査士の仕事の内容や国家試験の勉強の仕方。
学校の時、どんな勉強をしておかないといけないか、の話を進めていきました。

まず、切り出したのは、各生徒さん達の住所は何番地ですか？と尋ねました。
答えが簡単に返って来るだろうと思っていたが、子ども達は番地まで覚えていない。

そこで、中学校の字図を持っていったので、この地番はどこで決めるかと問いかけた。

「地番」は首を傾げる。「番地」というとわかる。「法務局で決めるのですよ」、
と言うと法務局も知られていない。

大方の人が、市役所が決めると思っている。住所、氏名を普通の人は真剣に考えられてない。

字図をみせたら、この図は生徒もよく見る。学校の先生も初めて見たと言われた。

学校の地番は30地番ある、その中で一番面積の少ない地番が学校の住所になっていた。

横道にそれますが、「人間は自分自身

を何と何で自分を決めるのですか？」と尋ねた。

2～3分間、時間をとって考えてもらった。「あなたは自分自身を書くのにどういう事を書きますか？」

なかなか、住所、氏名は出てこない。「住所、氏名はあなた達が学校に入る時に書くんですよ。」

「今度、中学3年生になったら、高校の入試の願書を書きます。この学校に入らせてくださいと言う自分の気持ちとお願いを書くのが、住所氏名なんですよ」と説明した。

それから、筆界にふれました。

筆界は難しい。昔、江戸時代に袋に1筆でサラサラと短冊のようにかかれたから土地を1筆と呼ぶようになった。1筆の呼び方は理解してもらえなかった。

今から筆界の世の中への浸透は難しい、かなり時間がかかる。

次に地目について、質問してみた。

「あなた達は学校に通ってくる間にど
ういう土地を見ましたか？」



まだ、田、畑が残っている。家も建っている土地も見てきた。

「水を使って、稲を作っている土地を何といいますか？」

農家の子供が田んぼと答えない。

あまり、答えが出ないので、問いかけてみた。

稲を知らない。米を耕作している所。やっと、田の説明が出来た。

家の建っている所が、宅地、敷地と答えが返ってくる。

次に面積、地積を質問してみた。

わからない。

国の場合は国境があって、境で争いが起きる。県境、市境も税金を取る為に、決められた線であって、埋めたて地辺りで、どちらが税金をとるのが争われる。

個人の土地と土地の間の自分の土地を守るため、塀をついだり石垣を積んで守っている。

その基となりますのが、今みなさんの手元に渡しております字図です。

字図は現在でも形については信用がある。

「字図をみて、自分達の土地にきちんと石垣を継がれているかブロックがつがれているか、そのような事を考えてみたらどうですか？」それをさらに進めているのは私たち、土地家屋調査士という仕事がありまして、その面積を私たちが測って行きます。

という事で、私は背中を向けまして、

これを読んで下さいと、着ているジャンパーの背中を見せた。私の仕事はこういう仕事ですよと話の途中でジャンパーにかかれた土地家屋調査士の文字を見せた。背中の中の文字を見せながら、生徒達の中に入れて行きました。

世の中からは絶対争いはなくなる。争いを少なくするために、境界という線があり、図面がある。

これくらいしか、中学生には言えない。

面積の測り方は中学生もわかりにくいから、その時に、生徒さん2人前にもらい持参した畳ゴザ2枚を引っ張ってもらって、面積の測り方を説明した。

昭和43年から尺貫法がなくなって面積は m^2 で出るようになったので、1坪の面積は縦1.82m × 横1.82mですから、計算をして下さいと先生と生徒の皆さん160名参加に計算をしてもらいましたが、3～4分間経っても、誰も顔を上げない。手計算で筆算が学校で出来ない。電卓の使い方が小学生の4、5年生の算数である。答えだけ $3.3m^2$ と言いました。

私たちは m^2 しか使いませんが、職人さん、農家の人は尺貫法を使っている。

何も覚えなくていいから、この畳ゴザ2枚の1坪だけは、覚えて下さいという話しをした。

以上のように地番、地目、地積の説明を概略した。

4、次に、1つ2つは学校で役立つ事を話した。

今、生徒さんたちは、1次関数の初步の所を習っているとの事ですので、たこ焼きのおばちゃんを例に、説明した。

昔はたこ焼き1個と箱代を表にして書かれて、計算されていた。

箱代+たこ焼きの売上の値段=歩合と、たこ焼き1個の値段をA、個数をX、箱代を定数B。

学校で習った事を基にして、仕事をしている。だから、中学生の皆さんも、基礎的な勉強をして下さいと少し、まじめな話をした。

話をしていく中で、土地家屋調査士の仕事は何かと聞かれた時は、一言で中学生の皆さんに答える事は出来なかった。

ところがその後、仕事をお世話になる家の調査に行ったところ、そのお宅の中学生の子供さんが、ニコニコして、おじちゃんの話聞いたと覚えていてくれました。親子で話をしてくれていたのです。このように友達同士や家庭で話をしてもらいたい。話をしてもらえば、私たちの仕事はもっともっと世間の中で、広まって行く。

私は36年間、土地家屋調査士をしておりますが、ほとんど、土地家屋調査士と言う名前は世の中に知られてない。今非常に、人気が落ちている資格である。

次の時代の若い土地家屋調査士の会員さん達が飯を食べるように、難しい試験をとって良かったと思えるような、働きをしなけ

ればならない時期に来ている。

私を、今回の研修会の講師に会長が選んだ理由がわかりました。

この働きのひとつが、この出前授業だと思います。

今年は、島原市立三会中学校で話しをしました。

農家の子供さんたちも、畑の広さとか、ビニールハウスが1000万円から1200万円かかるので、家庭で畝数を話されるのでしょうか。子どもさん達は一畝、一反とかを知っていました。

質問時間をもうけましたら、非常に身近な質問が、かえってきました。

「畑に家を建てられますか？」おそらく、家庭でそんな話しをされていると思います。

畝どり（昔の言葉）はどのくらいとか。m²ではまだまだ、話をされていない。

ここの所を真剣に私たちの会は考えなければならぬと思います。

役所と私たちは、m²になれておりますが、第1次産業の農家の方たちは、一畝でどれだけの作物が採れる、一反でどれだけの作物が採れると、そして子供さん達も一反でトマトがどれだけ採れる、レタスが何十万円あがったとかが日常的な会話。

尺貫法の部分も両方の説明がいるのでは。農家中心の三会中学校では、m²の説明よりも尺貫法の説明がわかりやすかったと思います。

日常生活の中でそのように、引き継がれ

ているのではないか？

島原市は、平成3年の普賢岳噴火、土石流で、境界がわからなくなった。その時は、どのようにして復元するののかの問題になったので、その問題を出してみた。

「石垣や塀が地震、災害で無くなった時はどのようにしますか？」

そういう、生々しい事は、真剣に全部考える。誰も、元に戻すとは、中学生なので、答えは返ってきませんでしたが、私たちの仕事の必要性は、岩手県で地震が起きていますが、このような時に、私たちが復元をする、そのために、地図作りをするんだ。

こういう時期に、私たちの必要性も、学校で説明するのもしいのではないだろうか。

島原市は、災害が長期間あったわけで、もとに戻すには、困難を期した。

そういうのも学校で説明した。校長先生より生徒達に勉強の仕方についても、話をしてくれという事でしたので、少



し話をしました。

私自身は高校の時、オートバイを乗り回して不良でありましたので、まじめな話ではできませんが、ただ同じ事をとにかく、わからなくても、本を10回ぐらい読めば、弁護士の先生方達からも、理解できるという体験を聞いている。私自身も10回、20回わからない、おもしろくない事を資格をとるために勉強しました。

「皆さん達は、中間テストや期末テストの時には、何回本を読みますか？」と聞いたら全員が、1回ですと答えた。

どんなに頭が良くても、1回ではわからないです。

六法全書も10回読めば、何とか少しずつ、わかってくる。だから、あなた達も先生方から勉強を習う時は、1回でわかる人は絶対にいないので、最低でも、10回は読むように勉強して下さいと言う話をしたところ、今回の感想文は生徒全員、そればかり、書いていたと学校の先生が喜ばれ、授業がしやすくなったと後日、校長先生から手紙をいただきました。

出前授業の話から変わりますが、会長の話の中にやっと、分筆の残地の地積測量図の問題が。

土地家屋調査士会で、今までになかった動きがあった。

政治連盟と会長とで、皆さんの仕事を1つでも増やすためにどのようにしたらいいかと、行政に今までは会全体を高めていくために、内なる部分だけを一生懸命されてい

たが、やっと、外に向けての動きが始まった。

私も島原市議会議員をさせていただいておりまして、市長とアポを取りまして、市長と会長、政治連盟の峰さん、寺岡さんと4人で行きました。

議会の方で、公囑とか分筆の未登記の件は島原市はもう少しわかっているのかと思っていたが、市長を批判するわけではないけれど、ほとんどが、登記の事は知らない。会長がどんなに、一生懸命説明されても、ほとんどトップは知りません。

「諫早市はどうですか？」と諫早市議会議員の藤田会員へ質問してみた。

藤田さんから発言。

議会でも筆界未定の件発言したが、議員はともかく、市長は地積調査には理解がある、ただし、細かい内容につきましては、まだまだです。

「やはり、どこの市長さんも同じですね。」島原市の国土調査については、島原支所の横田支所長をはじめとして、E工程に入るように今、一生懸命、会員を通じて、役所におのおのが説明している。

行政側は県議会で誓願が議決されて、おそらく知っているのは係だけなんですね。

島原市にも、陳情書がきましたけれど、どのように回ったかという、建設課、総務課、用地管財課、農林課の課長までは回る。課長が登記に関心がある人となない人がいる。関心のない人は通達で終わってしまう。

だから、私たちはこの所を大事に。通達が出されると、ほとんど浸透すると思っ

ている人がおられる。

しかし、地方自治体の各課の人達は、その仕事をする人達は、その仕事をする人達だけが、わかっている。そしたら、数を比べてみて、そういう職員の人達は、1%いるか、いないか。

大きい市では考えてみて。どの程度、職員の人達は登記に理解があるか、おそらく、関係をしておられる方ばかり。そういう実態をつかんでもらいまして、中学生に出前授業をしましたが、まず、第1番目には各会員の皆さんの市の学校で（生徒の少ない学校）、そういう所から、初めてもらいまして、行政にも出前授業をしてもらいたい。

そして、多くの人を集めるのではなくて、5分、10分でも、自分達がボランティアと考えて、自分のためですから、役所の人との出会いがあった、その職員の人に（1人でも、2人でもいい）その人達に私たちの登記の重要性を専門語ではなくして、やはり、自分なりに打ち砕いて、相手の関心を引くような説明をしてもらいたいと思います。

筆界制度が変わりましたよ。といっても、筆界をどんなに説明しても、筆界が誰でもチンプンカンプンです。説明する側もチンプンカンプンですから、法務局がどんなに筆界をやってでも、自治体はあまり知りません。各課の入り口にパンフレットは置いてあります。その後をどうするかを私たちは考えなければいけない。

私が出前授業の講師を、中学校でしたの

は、1点目、各家庭で話をしてもらいたいからです。

2点目の出前授業は、各会員の皆様が役所に行かれる機会はかなりある、その時に一人一人が講師になっていただきまして、わかりやすく、市の職員や県の職員に話をしてもらわなければ、会員の私たちは、この県下で土地家屋調査士は219名しかいないわけであります。国家試験はむずかしいので私たちの、この資格は知られているという意識は、是非、私は今日を機会に改めていただきたい。

役所の人に出席授業と心の中で考えて、役所の人達に話をしていただきたい。

そうすれば、会長の行動が短時間で浸透していくのではないかと思います。

11月に各市町村の職員を集めて、講演会を開かれるということですがけれども、半日か1日の講習で出席をした職員が、私たち専門職のように認識をもつ事は不可能だ。

ところが、私たちが本当に生き残る道は、市町村が買収をする道路や河川の残地の問題をやはり、精一杯、役所に説明をしていただきたい。

出席授業と考える。そうすれば、役所がだんだん、だんだん、1年間ぐらいの間に役所間に広がる。

皆さん、どうですか。役所に説明をしてもられますか？

私は、講師の役は不適當なのですが、そういう心構えをもっていただかなければ、私たちの島原支局はなくなるのではなからうか。噂でも、件数が落ち込みまして、島原支局は、諫早に合併されるのではなからうか。という、お互いに必死である。その危機が迫っていることは感じている。

その危機をどのようにして乗り越えるか？という行動は調査士という資格のプライドがあるので、資格さえもっておれば、まだまだ、食べられるのだ。報酬が決められて



いる時は私たちは守られていたが、報酬が自由化になって、自由化の波に乗りきれない。そのために何をなすべきかは、まず、多くの人に調査士の業務を話していただきたい。

私は今日、この講習をさせていただき、2～3日前に何人かの人達に、土地家屋調査士の仕事はどういう仕事か聞いてみたら、シロアリ屋さんですか？と答えが返ってきた。

土地と家屋を調査するので、名前どおり受け取れば、本当に権利関係の前提になるということは、頭の中にないかもしれない。皆さんも若い人たちに調査士の仕事を尋ねてみてください。

どういふ答えがでてくるか？

私はとにかく、外に出る調査士会が自由化の波に乗っていくような、一寸ぼうしでも結構ですから、荒波でお椀の舟で私たち

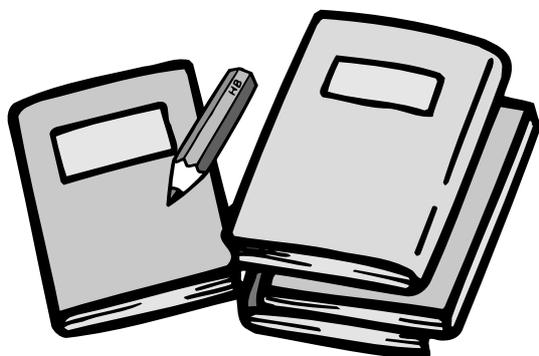
の会は人間の少ない所が仕事が浸透しております。

人間の少ない私たちの会の場合はやはり、まだまだ、仕事を宣伝する必要があるという事をどうか、1点だけ、聞きとどめてもらえば、幸いです。

以上が中川先生の講義でした。

学校での出前授業の講師だけでも大変だと思っておりましたが、今回のお話の中で、なかなか学校は、外部からの講師は、入れてもらえないため、大変なご苦労されたことにも頭が下がる思いです。

また、中学校での出前授業にとどまらず、調査士の会員の皆様一人、一人に対して、行政への出前授業の呼びかけの大切さまで講義していただき有難うございました。



平成20年度 第2回理事会（議事録要旨）

日 時 平成20年6月27日（金）
午後1時～午後4時30分

場 所 長崎県建設総合会館 5階会議室

出席者 相沢治典会長、針本久則副会長、
池田悦郎副会長
坪井邦幸、平澤勝昭、大久保昌幸、
前田利孝、杉山末嗣 各常任理事
野田俊治、平田利之、林茂、川尻
修治、小島陽行 各理事 松竹雪和
監事（代表）

欠席者 平山育郎、大西律生 各理事

司会（針本副会長）より、本日平山理事、大西理事が業務の為欠席報告と代表監事として松竹雪和監事の出席報告がなされた。次に、前田常任理事の音頭で土地家屋調査士倫理綱領の唱和で会議をスタートした。

相沢治典会長挨拶（骨子）

梅雨時期の現場作業として絶好の晴れ間にご参加いただき感謝したい。定時総会において提案議題が承認されたことに対し、各理事の奮闘により全議案が可決されたが、そのことに甘んずることなく、各会員には会費以上の業務拡大に繋がるお役立ち情報の提供を心掛けていただきたい。

また、今年度の総会議案書について、誤りがなかったのは役員就任して初めてで、事務局職員及び各役員が会務に真面目に取

り組んだ証と考える。今回の理事会は総会終了後の定例理事会である。

早速であるが、日調連より不動産登記規則の一部改正する省令案の概要に添付書類の保存期間が30年に延長する案に対する意見聴取があっているが、総務部で検討をし、日調連へ意見具申をしていただきたい。

ところで、九B及び日調連総会出席後に、各部への事業執行計画に対するお願い（別紙：省略）を、午前中の常任理事会において検討依頼をしているので、本日の理事会の中で各部揉んでいただきたい。

さて、現在政治連盟の役員と協働で県庁本部及び県下の県市町村、法務局出先機関に対し、県関係の未登記物件開発の為に、7月議会前に表敬訪問等も含めての陳情活動や法務局から嘱託員へ送付された地積測量図の取扱い等についての啓蒙活動、11月10日に開催される「平成20年度 公共嘱託登記事務連絡協議会」研修会の宣伝活動、筆界特定制度普及・オンライン登記申請の促進等についても説明を加えながら訪問活動をしている。

それ以外では、日調連総会において当初会費の値上げが平成22年4月の予定であったが、半年早まり平成21年10月から実施されるので次年度の総会に提案する予定である。

議長（会則第35条第2項により）は相沢会長が務め、また、本日の理事会は、会則36条第3項により過半数の出席があり成立する旨の説明がなされた。

次に、議事録署名人及び議事録作成人の選出について各理事に諮り、議長一任との発言があり、下記理事を指名し、本人も快諾した。

議事録署名人選出 川尻修治理事
小島陽行理事

議事録作成人委嘱 錦戸事務局長

議長より発言する場合は、名前を名乗ってから発言して頂きたい旨のお願いがなされた。

【審議事項】

1. 長崎県土地家屋調査士会 会則施行規則一部改正（案）承認について
2. 平成20年度の事業執行計画について（各部）
3. 平成20年度 連合会大規模災害基金 募金対応（案）について（財務部）
4. その他

議 題1について、相沢議長より坪井総務部長に説明を求めた。

坪井総務部長は、長崎県土地家屋調査士会会則施行規則一部改正（案）新旧対照表及びその様式の別紙資料（省略）に基づき

説明を行った。

相沢議長より上記議案については、総会において説明したので早速決議をとり、全員挙手にて承認が得られた。

次に、相沢議長より、議題2. については前回理事会及び定時総会で説明承認済なので、別紙資料（20年度事業計画について各部へのお願い：省略）について、今から30分位で各部に分かれ、具体的な執行に向けて検討をしていただきたい旨の説明がなされ、各理事は部毎に分かれ上記テーマや会務日程等について検討がなされた。

《休憩及び各部部会》

相沢議長は、各部会終了後、まず坪井総務部長より総務部の事業執行計画について説明を求め、坪井総務部長は下記資料に基づきなされた。

坪井総務部長は、まず年間部会の中で第6回目については他部からの提案どおり合同部会に参加する旨の説明がなされた。

平成20年度 事業執行計画 総務部

1. オンライン登記申請制度への対応
2. 境界問題相談センターの立ち上げに向けての検討
3. 会則、諸規程の整備
4. 苦情相談の取扱についての検討

- 5. 政治連盟への対応
- 6. その他
 - ・ 諸規程集の発行

総務部（相沢会長からの
総務部へのお願い項目）

1. オンラインによる登記申請制度
 - 1) 連合会総会資料を参照し、その普及に気を配り、会員への伝達漏れのないようお願いします。（会員には咀嚼伝達を心掛けて実施する。）
 - 2) 昨日の情報によると、都市再生機構の未登記建物の表題登記はオンラインによる登記申請となっており、今後、官庁の嘱託登記申請はオンラインによる登記申請が原則となっていくところから、調査士法68条違反を念頭において、公嘱協会との協議が必要でないか検討をお願いしたい。（官公署等へのオンライン登記申請について、公嘱協会と協議を行いたい。）
2. ADRセンターの立ち上げは平成21年度とし、その準備をお願いしたい。尚、弁護士会との協議については、弁護士会会長及び戸田副会長に下話をしており、弁護士会はその協議については了解済である。（ADR準備委員会と連携して推進する。）
3. その他
 - 1) 戸籍謄本等職務上請求書については

連合会の見解として、「調査士法3条業務であれば、隣接人不明の場合請求できる」となったが、その事由が大事であり、会員へは記載方法等（P25）を示して研修会での伝達をお願いする。（7月5日の研修会で説明をする計画である。）

- 2) 連合会では一番の事業目的は「倫理」であり「会員指導」（P43）「倫理規定」（P58）の伝達をお願いしたい尚、倫理規範については9月の会長会議において、何らかの方向性が示される。（次回部会で検討する。）
- 3) 表題登記の申請書の保存期間が30年間についてのパブリックコメントの応募について検討をお願いしたい。（総務部で意見集約をする計画である。）

（質問）オンライン登記申請の環境設定を完了されている方は？

（回答）挙手された方は4理事であった。

次に、平澤財務部長より財務部の事業執行計画が、下記資料に基づきなされた。

財務部

1. 財務改革の検討
（決算書に基づく科目別分析と本会事務局今後の体制について検討をする。）
2. 土地家屋調査士国民年金基金及び日本土地家屋調査士会連合会共済会の取

り扱う各種保険の斡旋

3. 証紙貼付調査の実施

(平成19年度証紙調査最終調査表に基づく説明と平成20年度(1月~6月)の調査計画について説明をする。)

4. 会費未納者に対する対応検討

(未納会員が常習化しているが、各支部長との連携で粘り強く催促をする。会費納入に係る補足説明や証紙制度廃止に伴う清算手続き案について説明をする。)

次に、大久保業務部長より業務部の事業執行計画が、下記資料に基づきなされた。

業務部

1. 「調査・測量実施要領」の研究

(日常業務について各支部長及び会員にアンケートを行い、ニーズにあった研修ができるよう研究をする。)

(登記基準点を不動産登記規則「基本三角点等」として取り扱う為の測量研修会等の計画を検討している。)

2. 不動産登記法14条地図作成作業への協力・法務局地図整備作業への協力

(長崎市葉山一丁目の作業開始及び担当地区理事のバックアップ要請を依頼する。)

3. 筆界特定制度における筆界特定調査委員及び筆界特定申請代理人としての資質向上の為の研究

(筆界特定調査委員に対し、法務局へ局主催の勉強会を要請中である。また、

筆界特定申請代理人としての心構えについては、7月5日の研修会で実施する。)

4. 境界鑑定委員会の事業推進

(境界鑑定講座修了者名簿を、裁判所等で確定訴訟時に利活用していただく為の啓蒙活動を、広報部と協働して行う。)

(境界鑑定講座を、初級・中級・上級に層別した企画とその実施を依頼している。)

5. 公嘱協会との連携の充実

(『平成20年度 公共嘱託登記事務連絡協議会』研修会実施のため連携強化を行う。)

(公嘱協会の保有する登記基準点の取扱いについて協議する。)

次に、前田研修部長より研修部の事業執行計画が、下記資料に基づきなされた。

研修部

1. 研修会の実施

(本会研修会は3回(7月、10月、翌年1月)予定している。オンライン登記申請・筆界特定制度・現況平面図の取り方等の内容を計画している。)

2. 日調連、他会、他団体主催の研修会の案内と参加支援

(他会研修会の継続的な告知作業の実施と日調連CPDの研究をする。)

3. ADR特別研修への対応

(日調連第4回特別研修の支援と境界

問題相談センタ - の実務に即した運営委員の育成をする。)

4. 九州ブロック協議会において実施する研修制度の研究

(担当者会同による情報交換及び研究をする。)

杉山広報部長より広報部の事業執行計画が、下記資料に基づきなされた。

広報部

1. 会報 「ながさき」 第64号の発行

(8月～9月頃発行予定である。また、Web会報長崎は来年2月頃掲載予定である。)

2. ホームページの利活用

(ホームページ会員名簿欄に総会及び研修会への出欠状況記載方法について検討をする。)

(今年度からは、寄稿者に対し原稿料として図書券：1000円分を贈呈する。)

3. 啓蒙活動

1) 隣接業界との合同無料相談会の実施

2) 新聞広告等PR啓蒙活動

3) 裁判所等への境界鑑定業務の広報活動の検討、実施

4) 中学生、高校生に対する啓蒙活動(職業案内、出前授業等)の実施

5) 行政庁の主管する市民相談への協力

6) カレンダーの作成

相沢議長より、各部の事業執行計画について各理事に意見等を聞いた。

(質問) 支部研修への助成はないのか?

(回答) 支部研修会助成金として約40万強予算を取ってあるので、個別計画書を提出していただきたい。

(意見) 総会及び研修会出欠情報開示については、個人情報保護法に鑑み、顧問弁護士に相談してはどうか

(質問) 本会からのメール伝達(日調連が大半)が多く、本会役員で要旨の伝達はできないか

(回答) 変に書き換えて齟齬や誤解を起こしては大変なので、自己責任で情報の選択を行っていただきたい。

議題3について、相沢議長より平澤勝昭財務部長に説明を求めた。

平澤勝昭財務部長は、別紙資料(省略)に基づき説明を行った。

相沢議長より上記議案について、賛否を諮り全員挙手にて承認が得られた。

相沢議長は、議題4その他で要望及び質問等がないかどうか各理事に問うた。

(質問) 各部の部員に対する表彰制度(会長表彰、感謝状)はあるのか

(回答) 本会慶弔慰規程に基づき表彰する。各部部員も委員会委員と同様な扱いと考える。

また、特に顕著な功績をあげた会員には、会長表彰項目もある。

(報告) 針本副会長より、日調連総会において、相沢会長が法務大臣表彰の栄に沿った旨の報告がなされ、その後本会慶弔慰規程に基づき記念品の贈呈がなされた。

相沢議長は、松竹監事（代表）に本日の理事会に出席されての感想を伺った。

松竹監事（代表）より、役員間の質疑応答に対し要領よくまとめ真摯な態度で会務に取り組んでいる姿が垣間見え、何もいうことはないとの意見が述べられた。

相沢議長より、過分なお褒めの言葉に対し御礼を述べられた。

相沢議長は、上記以外に意見等はないか確認し、意見がなかったので本日の理事会は閉会した。



平成20年度 第1回支部長会議（議事録要旨）

日 時 平成20年7月5日（土）
午後3時40分～午後5時

場 所 長崎県勤労福祉会館
3階小会議室C

出 席 西田 圭次（長崎支部）
支部長 田崎 悦章（大村支部）
真崎 文明（諫早支部）
中川 忠則（島原支部）
高橋 修治（佐世保支部）
久原 克馬（平戸支部）
原 晋（五島支部）
高岡 昭寿（壱岐支部）
有地 孝之（対馬支部）
各支部長

出 席 相沢治典会長 針本久則副会長
本会役員 池田悦郎副会長
坪井邦幸、平澤勝昭、大久保昌幸、
前田利孝、杉山末嗣 各常任理事

針本副会長が司会進行を務めた。（議長就任まで）

司会より、今回の支部長会議は会長召集の支部長会議である旨の説明がなされ、まず相沢会長より挨拶が述べられた。

相沢会長挨拶（骨子）

今日の会議は、本会及び支部の事業執行に向けての情報交換の会議である。研修会後の支部長会議は初めての試みであるが、懇親会も含め忌憚のない意見交換をお願いしたい。

高橋修治支部長会議議長挨拶

今年の梅雨は多雨の日が多く、梅雨明けも早いと聞き及んでいる。予定時間は5時までなので会議進行にご協力をいただきたい。

高橋議長は、議事録署名人を西田長崎支部長、田崎大村支部長を指名した。また、議事録作成人は、事務局を指名した。

高橋議長より、発言の際は支部名、氏名を名乗ってから発言をお願いしたい旨の依頼がなされた。

議 題【報告事項】

- 1) 九州ブロック協議会定時総会の報告について
- 2) 日本土地家屋調査士会連合会定時総会の報告について
- 3) 本会 平成20年度 第2回理事会の報告について

議 題【審議事項】

- 1) 平成20年度 各支部・本会の事業計画の具体的な執行について
- 2) 平成20年度 支部長会の開催予定について
- 3) 連合会大規模災害基金の募金の対応について
- 4) その他

高橋議長は、議題【報告事項】1) について、本会役員に説明を求めた。

池田副会長より、別紙資料（省略）に基づき要点のみ報告がなされた。

池田副会長より、九州ブロック協議会研修部担当者会同による全体研修会の計画がなされている旨の追加説明がなされた。

以 上

次に、高橋議長は本会役員に日調連総会について報告を求めた。

針本副会長より、別紙資料（省略）に基づき要点のみ報告がなされた。

次に、高橋議長は本会役員に日調連総会について報告を求めた。

針本副会長より、口頭にて下記の議案について要点のみ報告がなされた。

1. 長崎県土地家屋調査士会 会則施行規

則一部改正（案）承認について

- ・総会で説明していたとおり、証紙制度を廃止した。
2. 平成20年度の事業執行計画について（各部）
 - ・具体的な事業執行計画について説明を実施した。
 3. 平成20年度 連合会大規模災害基金 募金対応（案）について（財務部）
 - ・前年度同様承認された。
 4. その他

高橋議長は、議題1) 平成20年度各支部の事業執行計画について、西田支部長より順次各支部長へ説明を求め、各支部長は下記資料に基づき説明を行った。

【長崎支部】

1. 公囀協会長崎支所との協議会または勉強会
2. 法務局登記部門及び関係諸官庁との連絡会
(長崎市固定資産税と隣接地主情報について協議を予定している。)
3. 会員相互の意思疎通を図るための意見交換会、親睦会等の開催
(個人情報保護法施行に伴い、厳しい情報制限があり先輩会員からのご意見や知恵をご享受いただく為の親睦会を計画している。)
4. その他
オンライン申請の対応準備
(野田大輔促進委員が主体になり、実務

をメインに研修会を企画している。)

《意見》2. については、協議後の結果について、後日教えていただきたい。

【大村支部】

1. 支部総会開催及び懇親会の開催 (4月5日)
(今年度は、武雄市で開催した。)
2. 支部研修会の実施 (7月・12月予定)
(本会からの要請で急速9月に、オンライン登記申請促進について、マークにて支部研修会を予定している。)
3. 法務局及び関係官庁との連絡・協議会
(必要に応じ随時)
4. 他団体及び会員相互の親睦会
司法書士会大村支部、補助者参加による納涼会の開催 (7月予定)
支部会員による忘年会の開催 (12月予定)

《意見・質問》なし

【諫早支部】

1. 研修会
オンライン申請の研修会
(7月25日に諫早コンピュータカレッジにて実施予定である。)
日常業務に関する研修 (忘年会と同時に予定)
2. 協議会
法務局及び関係官庁との協議 (必要に応じて開催)。

(支局より7月11日に司法書士会と共にオンライン申請の説明会が計画されている。)

3. 広報活動

合同無料法律相談 (第11回)。
(司法書士・行政書士との同時開催で計画、10月の法の日に実施予定)。

4. 厚生活動

ボウリング大会 6月に計画。
(6月25日に実施した。)
忘年会 12月に計画。

《質問》2. については、先方からの要請なのか?

《回答》先方からの要請である。

【島原支部】

1. 住宅フェアへの参加
(島原振興局が主催となり、少しでも業務に結びつける為に隣接団体と共に実施する予定である。)
2. 島原支部範囲内の中学校への出前授業
(島原市から南島原市へ広げていく計画である。)
3. 地元ケーブルテレビを利用した広報活動 (かぼちゃ、ひまわりテレビの併用とFM局へ打診中である。)
4. 市主催の行政相談への参加 (土地家屋調査士会、司法書士会、行政相談委員が主体となり協力している。)

《質問》法務局との交流会等妙案はないも

のか？

《回答》公務員倫理規程等で厳しいが、一部の支部や他県会で交流促進ができていていると聞き及んでいるので、情報収集をしてみる。

【佐世保支部】

4月25日 平成20年度佐世保支部定時総会
出席者39名

ワシントンホテル

(法務局支局から3名参加した。懇親会費はポケットマネーで支払い：3年連続の参加である)

6月21日 平成20年度佐世保支部臨時定時総会
出席者36名

長崎国際大学

(議案：支部活動費の変更、2千円 3千円)

1. 本会付託事業への対応

会員への苦情の対応 (苦情相談委員)

伝達研修への対応

啓蒙活動 (出前授業) (鹿町工業高校で実務中心に予定している。)

2. 支部研修会実施並びに情報伝達電子化への対応

支部研修会の実施 (オンライン申請・地理空間情報と情報の共有化)

6月21日 佐世保支部研修会

出席者総数54名

長崎国際大学

(相沢会長、前田研修部長出席に対する御礼を述べられる。)

倫理に関する事項

情報伝達電子化の促進 (電子メール利用促進、支部ホームページの活用) (街区基準点、会議議事録等利活用している。)

3. 関係官庁との連絡、協調

佐世保市、長崎県等との境界確認申請手続きの改正

4月7日 県北振興局 建設部管理課へ回答 高橋支部長

法務局との協議、連絡事項

4. 会員相互の扶助促進並びに他支部との交流

4月26日 行政書士会佐世保支部定時総会出席

5月2日 司法書士会佐世保支部定時総会出席

交流スポーツ大会の実施 (ボウリング大会を秋～冬に実施する。)

5. 啓蒙活動

出前授業の実施

早岐瀬戸いかだ大会 (8月3日予定)

《意見・質問》なし

【五島支部】

1. 会員及び補助者並びに関係官庁との合同研修会

(4月18日 法務局と登記事務について打合せ会を実施した。)

2. 会員、家族及び補助者との合同親睦会

(5月30日に実施した。場所：久賀島)

3. その他

《意見・質問》なし

【平戸支部】

1. 支部総会・親睦会
2. オンライン登記申請研修会
3. 法務局との打合せ（必要に応じて）
4. 各事務所での無料相談会
5. 研修会（必要に応じて）

《意見・質問》なし

【壱岐支部】

1. 支部総会（同日業務研修会、懇親会開催）
2. 業務研修会（必要に応じて開催）
3. 法務局との協議会（必要に応じて開催）
4. 無料法律相談（10月1日～4日）
5. 五土業会開催

（昨年度は開催できなかったが、今年度は弁護士会も加え開催予定である。）

《意見・質問》なし

【対馬支部】

1. 支部総会（対馬市交流センター）
2. 本会総会 長崎市
3. 支部長会議（6月）
4. 支部長会議（12月）
5. 忘年会

（今年度は、地図整備作業があり無料相談会は中止の予定である。）

《意見・質問》なし

高橋議長より本会の事業計画については、総会時に詳細な説明がなされているので割愛する旨の説明がなされた。次に、本会役員及び支部長に全般的な質問、意見、要望等ないかどうか聞いた。

《要望》平成20年度以降地積測量図の作成者欄に測量士等名前の記載があれば、本会に情報提供していただきたい。

《質問》無料相談会における広報手段、媒体等についてお聞かせ願いたい。

《回答》広報誌、地元新聞、有線ケーブルテレビ等で実施している。

《要望》各支部のオンライン登記申請促進委員から支部会員へ伝達研修を早め実施していただきたい。

高橋議長より、議題2）平成20年度支部長会の開催予定について各支部長の意見を聞いた。

各支部長からは、土曜日開催希望が強く、下記計画（案）で決定した。

会議形態	19年度実施日	20年度計画 (案：3回)	20年度決定日
会長招集	19年6月16日	20年7月5日	20年7月5日
議長招集	-	-	-
議長招集	19年12月1日	20年12月6日	20年12月6日
会長招集	20年3月1日	21年3月7日	21年3月7日

《10分休憩》

高橋議長より、議題3) 連合会大規模災害基金の募金の対応について本会役員に説明を求めた。

本会平澤財務部長より、6月27日の理事会にて例年のとおり別紙資料(省略)で承認された旨の説明と、支部会計担当に対し説明依頼がなされた。

高橋議長は、議題4) その他について本会役員及び各支部長に何か意見等ないかどうか聞いた。

《要望》研修部より、本会研修会を会員のニーズに即した内容にするため、アンケート(別紙)を依頼した。
(7月中に回報する。)

《提案》登記基準点作成のため測量技術研修を、外部の測量学校に提案しているので具体化したらご提案したい。

《要望》証紙制度廃止に伴う未使用証紙の清算については、先日清算要領の概要について文書で案内したが、初めてのことなので各支部、財務部、事務局が連携を密にして諸課題について対応していただきたい。

高橋議長より、上記以外に意見を各支部長に求めたが特になく、これにて閉会する旨の説明があり、本日の支部長会議は終了した。



土地家屋調査士会に入会して



長崎支部

田川 康

平成20年2月1日付で
入会しました長崎支部の

田川 康です。

事務所は、長崎市けやき台町の自宅の一室を利用しています。

平成7年に土地家屋調査士の補助者になったのですが、それまでは、土地家屋調査士や法務局の存在、ましてや仕事内容については全く知らない状態でした。それがたまたま知人の紹介によって、土地家屋調査士事務所にお世話になったのですが、そこで土地家屋調査士の業務に関することやGPS測量なども勉強させて頂く事ができました。今思えば、その事務所での経験が私の自信と財産になったことで、こんな私でも土地

家屋調査士として、何とかやっていけるのではないかという気持ちになり、本気で資格取得に向け頑張れることができました。

その先生には、大変感謝しております。また、土地家屋調査士の受験の際も先生方のご指導、応援や協力を頂いたお陰で合格できたものと思っています。

これから、自分の責任で土地家屋調査士の業務を行うにあたり、土地家屋調査士倫理綱領にある、「不動産に係る権利の明確化を期し、国民の権利の信頼に応える。品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。専門分野の知識と技術の向上を図る。」を充分理解し、日々精進するつもりです。まだまだ、土地家屋調査士として半人前の私ですので、諸先輩方のご指導とご鞭撻の程、よろしくお願い致します。



諫早支部

宮崎 龍信

平成20年1月10日付け
で登録を受けました、諫

早支部の宮崎 龍信と申します。

私は、熊本の九州測量専門学校で1年間、測量の勉強をし、その後、福岡の測量会社に約8年間勤務し、主に、国土調査の測量

に従事してまいりました。

福岡の測量会社を退社後、故郷の島原に帰り、縁あって、土地家屋調査士事務所に就職し、補助者として、昨年まで勤務しておりました。

補助者時代にも、土地家屋調査士の業務に対する責任の重さについては、理解しているつもりでしたが、今、自分の責任において、仕事をするようになって、その責任

の重さをひしひしと感じておりますし、知識不足を痛感しております。

今後は、ご指導などを賜りながら、依頼

者にご迷惑をおかけする事が無いよう頑張つてまいりたいと思いますので、

皆様よろしくお願ひいたします。



佐世保支部
船津 学

平成20年5月1日付け
で長崎県土地家屋調査士

会に入会した佐世保支部の船津 学です。

今現在、率直に仕事の難しさを痛感しています。というのは私は土木建築業の会社に勤めていて土地家屋調査士試験に合格してから登記実務の経験がないまま開業いたしました。

諸先輩方に指導を受け、勉強させていただきながら過ぎてゆく毎日ですが、日々新しく覚えることばかりで緊張感を保ちつつも楽しく過ごしています。

私が土地家屋調査士になろうと思ったきっかけは、今となってははっきりとは覚えていませんが自己研鑽とでもいうか難しい国家資格に挑戦したいという気持ちから試験勉強をはじめたことから後発的に発生したものだと思います。

そして勉強をしていくうちにこの仕事をしたいという気持ちに変わっていき本試験に合格するころには生涯やれる仕事を見つけたという気持ちにまでなっていました。

そもそも土地家屋調査士という職業の人を見たこともなく、一方的に勝手なイメージをもったまま試験に合格し、はじめて土地家屋調査士の方々に合わせていただいたときは圧倒されたのを覚えています。

その後、さまざまな方に相談にのっていただき土地家屋調査士として登録をしました。いまでもほんの小さなことからいちいち聞いてくる私にとっても丁寧におしえていただいています。本当に感謝しております。

依頼者にとってはベテランも新人も関係ありませんから仕事には万全を期さねばなりません。調査士の業界のなかでは若輩者です。まだまだ知らないことばかりですので調査士会の研修などに積極的に参加し、日々勉強を重ね表示登記オタクといわれるくらい詳しくなって、はやく一人前になりたいと思います。

これから土地家屋調査士として業務をおこなっていく上で常にその名に恥じぬよう心がけ私自身がそう感じたように、これから登録をする人たちから尊敬されるような土地家屋調査士を目指していきたいとおもいますので皆様よろしくお願ひいたします。

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程」の一部改正について

本年4月23日の第1回定例理事会において、標記規程を一部改正し、5月1日から施行することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本規程の一部改正に伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「職務上請求書」と略称します。）の取り扱いに関し、注意点を列記いたしますので職務上請求書の購入および使用に当たりご注意くださいようお願いいたします。

《購入に際しての留意点》（持参品等）

1. 「会員本人」が事務局で購入してください。
2. 「会員証」を持参、ご呈示ください。
3. 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書購入申込書」及び「誓約書」（職印の押印が必要です。）をご提出ください。
4. 使用済みの「職務上請求書控綴込帳」を持参、ご呈示ください。

《使用に際しての留意点》

1. 「職務上請求書」を使用する都度、「職務上請求書綴込帳」から切り離し使用し、「職務上請求書綴込帳」は事務所保管場所から持ち出さないでください。
2. 「職務上請求書」を使用したときは、「職務上請求書使用簿」に必要事項を記入してください。この「職務上請求書使用簿」の写しを、毎年1月31日までに本会事務局にご提出ください。

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程」の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (省略)</p> <p>(職務上請求書)</p> <p>第2条 この規程において職務上請求書とは、調査士が職務を遂行するうえで、戸籍法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の規定に基づき、調査士が職務上必要とする戸籍、<u>除籍若しくは原戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票、除票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳の閲覧の請求</u> (以下「<u>戸籍謄本の交付等の請求</u>」という。) をする場合に使用する請求書であって、長崎県土地家屋調査士会(以下「<u>本会</u>」という。)が頒布するものをいう。</p> <p>2 職務上請求書は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で定める附録第12号 (A5判) によるものとし、<u>50枚の請求書と50枚の請求書控</u>からなる職務上請求書綴込帳を単位として頒布する。</p> <p>3 本会は、職務上請求書にあらかじめ用紙番号を付さなければならない。</p> <p>4 本会には、長崎県土地家屋調査士会職務上請求書管理台帳(別紙第1号様式)を備えなければならない。</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 会員は、調査士の職務を遂行するうえで必要な場合に限り職務上請求書を使用するものとし、身元調査を目的とする請求等、調査士の職務を遂行するうえで必要と認められない請求のために、これを使用してはならない。</p> <p>2 会員は、職務上請求書を使用する都度、職務上請求書に必要な事項を記載した上で、職印を押印するものとし、必要事項が記載されていない職務上請求書に、調査士名の記載及び職印を押印してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>(職務上請求書)</p> <p>第2条 この規程において職務上請求書とは、調査士が職務を遂行するうえで、戸籍法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の規定に基づき、調査士が職務上必要とする戸籍、<u>除籍、原戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票、除票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳の閲覧の請求</u> (以下「<u>戸籍謄本の交付等の請求</u>」という。) をする場合に使用する請求書であって、長崎県土地家屋調査士会 (以下「<u>本会</u>」という。) が頒布するものをいう。</p> <p>2 職務上請求書は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で定める附録第12号 (A4判) によるものとし、<u>30枚の請求書と30枚の請求書控</u>からなる職務上請求書綴込帳を単位として頒布する。</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>会員は、職務上請求書を使用する都度、使用する職務上請求書綴込帳から切離し使用し、職務上請求書綴込帳は事務所保管場所から持ち出してはならない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 会員は、職務上請求書の様式が変更された場合には、様式変更前の職務上請求書を使用してはならない。</p> <p>第6条～第7条（省略）</p> <p>（会員証等の提示）</p> <p>第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて、本会が発行した会員証を提示しなければならない。</p> <p>2 会員は、補助者に職務上請求書を使用させて戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて本会が発行した補助者証を提示させなければならない。</p> <p>第9条～第12条（省略）</p> <p>（職務上請求書使用簿への記録）</p> <p>第13条 会員は、本会から職務上請求書を購入したときは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。</p> <p>2 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第14条～第21条（省略）</p> <p>（職務上請求書の購入）</p> <p>第22条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下「職務上請求書購入申込書」という。）に所定の事項を記載して本会に提出するとともに、職務上請求書控綴込帳を提示しなければならない。</p> <p>2 会員は、第12条第4項ただし書の規定により、1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入しようとするときは、本会に理由書を提出しなければならない。この場合においては、前項後段の規定は適用しない。</p> <p>3 本会は、会員又はその補助者から職務上請</p>	<p>4（同左）</p> <p>第6条～第7条（同左）</p> <p>（会員証等の提示）</p> <p>第8条（同左）</p> <p>2 会員は、補助者に職務上請求書を使用させ戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて本会が発行した補助者証を提示させなければならない。</p> <p>第9条～第12条（省略）</p> <p>（職務上請求書使用簿への記録）</p> <p>第13条（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3 <u>会員は、職務上請求書使用簿（毎年1月1日から12月31日までの1年間）の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。</u></p> <p>第14条～第21条（同左）</p> <p>（職務上請求書の購入）</p> <p>第22条（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3 本会は、会員から職務上請求書の購入の申</p>

改 正 前	改 正 後
<p>求書の購入の申込みがあったときは、<u>会員については会員証で、補助者については補助者証で本人の確認を行ったうえで、職務上請求書を頒布しなければならない。</u></p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地又は離島等で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、会長の許可を得て、配達証明付郵便で購入の申込みをすることができる。</p> <p>5 会員は、第1項に定める使用済みの職務上請求書控綴込帳の提示できない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。</p> <p>第23条～第24条（省略）</p> <p>（規程の周知徹底）</p> <p>第25条 本会は、会報及びホームページに本規程を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使用を図るとともに、研修会等で<u>会員に対し本規程の周知徹底に努めなければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第26条（省略）</p> <p>（頒布及び使用の禁止）</p> <p>第27条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。</p> <p>(1) 会則第105条の規定により指導を受けたときは、<u>その日から6月以下</u></p> <p>(2) 会則第106条の規定による注意又は勧告を受けたときは、<u>処分の確定した日から1年以下</u></p> <p>第28条～第30条（省略）</p> <p>附 則 この規程は、平成18年7月1日から施行する。</p>	<p>込みがあったときは、会員証で本人の確認を行ったうえで、職務上請求書を頒布しなければならない。</p> <p>4（同左）</p> <p>5（同左）</p> <p>第23条～第24条（同左）</p> <p>（規程の周知徹底）</p> <p>第25条 本会は、会報及びホームページに本規程を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使用を図るとともに、研修会等で本規程の周知徹底に努めなければならない。</p> <p>2. <u>新人会員については、入会届の提出に際し、戸籍謄本等職務上請求用紙の使用に関する啓発を適宜の方法で行うこととする。</u></p> <p>第26条（同左）</p> <p>（頒布及び使用の禁止）</p> <p>第27条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。</p> <p>(1) 会則第105条の規定により指導を受けたときは、<u>その日から6か月間</u></p> <p>(2) 会則第106条の規定による注意又は勧告を受けたときは、<u>処分の確定した日から1年間</u></p> <p>第28条～第30条（同左）</p> <p>附 則（同左）</p> <p>附 則 この規程は、<u>平成20年5月1日から施行する。</u></p>

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の 記載例について

去る7月4日 長調発第81号でお知らせいたしましたように、日本土地家屋調査士会連
合会より、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「職務上請求書」という。）
の使用事例及び職務上請求書の記載例について別紙（平成20年7月2日付け日調連発第92
号）のと通りの連絡がありました。

なお、職務上請求書の使用については、たとえ依頼された業務の対象不動産の所有者に
関する戸籍謄本・住民票等を取得する場合であっても、原則的に事前に承諾を得る必要が
あるかと考えられます。したがって、隣接地等業務対象以外の不動産に関する調査にお
いては、通常実施可能な調査を行った上で、なお職務上請求書の使用をする調査の必要が
ある場合にのみ使用できると解するべきと考えられます。今後とも職務上請求書の適正か
つ厳格な管理、使用にご留意いただくようお願いいたします。

(別紙)

日調連発第92号

平成20年7月2日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について（連絡）

本年5月1日から施行された「戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）」（以下「改
正戸籍法」という。）第10条の2第4項第3号並びに「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平
成19年法律75号）」（以下「改正住基法」という。）第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書きで、
土地家屋調査士法第3条第1項第2号並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務について同
職務上請求書を使用することができるとの明文化がなされ、改正戸籍法第10条の2第3項及び改正
住基法第12条の3第3項及び第4項第5号括弧書き以外において、受任した事件についても戸籍謄
本及び住民票の写し等の請求ができるとされました。

また、土地家屋調査士が行う業務は、土地又は家屋の物理的形態を対象とするに止まらず、登記
簿に記載されている所有者（隣接者や債権者を含む）が実際の所有者であるか否か、又は、申請の
適格者であるかなども調査をした上で受託事務を行なっているところから、土地家屋調査士が、職
務上で戸籍謄本・住民票の写し等を請求する範囲は多岐に亘ります。

つきましては、上記各改正法の趣旨を踏まえ、会員が同職務上請求書に記載する際の参考となる
よう、事件の種類による記載例を作成しましたので、別添のとおり送付いたします。

おって、本年7月1日以降は、新様式のみによる同職務上請求書の使用の徹底及びその厳格なる
取扱いについて、併せて、貴会会員に周知されますようお願いいたします。

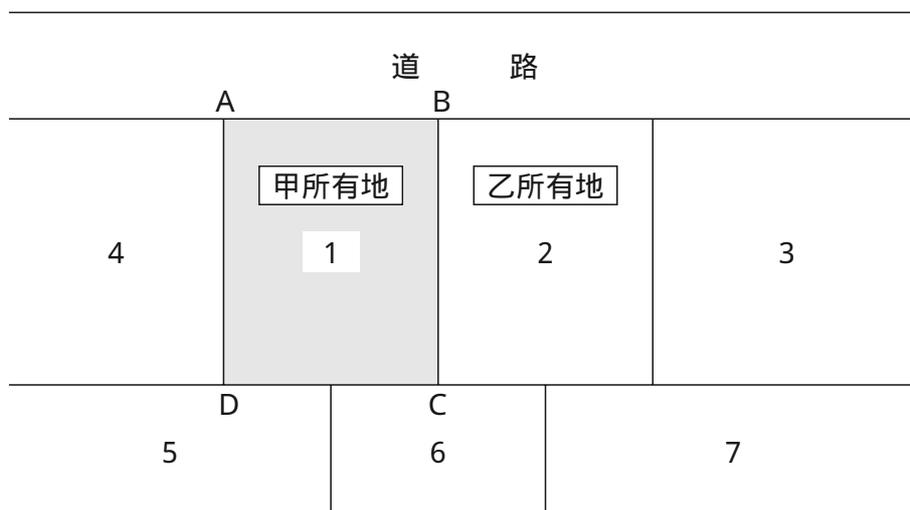
戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用事例

例1 下図1番の土地（A.B.C.Dを結んだ土地）所有者甲から、境界の確認測量（境界標の埋設を含む。）及びその結果によっては地積更正登記の依頼を受けた。

法務局で土地登記記録の調査を行い、隣接地（2番.4番.5番.6番の土地）の所有権登記名義人の住所地へ境界立会確認を求めため境界立会依頼の文書を郵送したが、そのうちの1人乙にあてた文書があて先不明で返送されたので、依頼人甲及び隣接地所有者等に乙の住所地を確認したが、確かな情報が得られなかった。

この場合には、受任している事務を遂行するため乙の境界立会確認を求めめる必要があるため、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍の附票及び住民票の写しを請求し、乙の住所地を確認することができる。

なお、この場合の事務の依頼者の氏名は、甲の氏名を記載する。



例2 例1の場合において、調査の結果、隣接地の所有権登記名義人乙が既に死亡していることが確認された。

受任している事務を遂行するためには、乙の相続人の境界立会確認を求めめる必要があるため、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍謄本及び住民票の写しを請求し、乙の相続人を確認することができる。

なお、この場合の事務の依頼者の氏名は、例1と同様に甲の氏名を記載する。

例3 敷地の所有者を異にする土地に建物を建てた甲から表題登記の申請の依頼を受けた。

建物表題登記に添付する甲の所有権を証する書面として、敷地所有者乙の証明書の提出を受けたが、同証明書に記された住所が、土地登記記録に記載されている住所と相違するので、敷地所有者に確認したところ住所を数回移転したことが分かった。

この場合、受任している事務を遂行するためには、土地登記記録に記載された住所と現住所との関係の追跡調査をする必要があり、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍の附票及び住民票の写しを請求し、同一人であることを確認することができる。なお、この場合の事務の依頼者は甲の氏名を記載する。

例 1



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

〇〇-5A-〇〇〇〇〇〇

〇〇市

長 殿

平成 20年 7月 〇〇日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	通
	住民票・除票・ 戸籍の附票の写し ・住民票記載事項証明書		
住民基本台帳の閲覧			
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名			
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) 氏名 乙 次郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	範囲	
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き）	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外）	事件の種類：土地調査測量（又は、土地地籍更正登記、土地分筆登記） 依頼者の氏名又は名称： 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由 甲から、甲所有の土地1番地の境界確定測量等を依頼され、法務局で隣地所有者を調査し、境界立会いをお願いしたところ、隣接土地所有者の一人である乙次郎と連絡がとれず郵便物もあて名不在で、返送された経緯にあり、境界の確定のための境界の立会いを求めべく同人の住所地を承知したい。		
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町1丁目2番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 日本 三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使用者（補助者） 事務所所在地 氏名	印		

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/
[日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]

例2



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

〇〇-5A-〇〇〇〇〇〇

〇〇市

長 殿

平成 20年 7月 〇〇日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	各 1 通
	住民票・除票・戸籍の附票の写し	住民票記載事項証明書	
	住民基本台帳の閲覧		
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名			
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツ ジロウ 氏 名 乙 次郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	範囲	
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き）	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外）	事件の種類：土地調査測量（又は、土地地籍更正登記、土地分筆登記） 依頼者の氏名又は名称： 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由 甲から、甲所有地1番地の境界確定測量を依頼されたが、隣地土地所有者について、法務局で調査し、知り得た2番隣接土地所有者乙がすでに死亡している事が判明した。相続人全員に対して境界立会いを求める必要があるため、相続人の確定と所在を承知するため、本請求を行うものです。		
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町1丁目2番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 日本 三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使用者（補助者） 事務所所在地 氏 名	印		

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/
[日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]

例3



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

〇〇-5A-〇〇〇〇〇〇

〇〇市

長 殿

平成 20年 7月 〇〇日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	各 1 通
	住民票 ・ 除票 ・ 戸籍の附票の写し 住民票記載事項証明書		
住民基本台帳の閲覧			
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名			
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) オツ ジロウ 氏 名 乙 次郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	範囲	
(4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き）	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外）	事件の種類：土地調査測量（又は、土地地籍更正登記、土地分筆登記） 依頼者の氏名又は名称： 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由 甲から、建物表題登記の依頼を受け甲の所有権を証する書面として、建物が所在する土地所有者乙が作成した文書を提供された。しかし、法務局で土地登記記録を調査した結果、証明書の乙の住所地と相違があった。土地登記記録の住所と現住所への移動を確認する必要があるため、本請求を行うものである。		
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町1丁目2番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 日本 三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使用者（補助者） 事務所所在地 氏 名	印		

[本用紙の使用法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/
[日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]

戸籍法の一部を改正する法律 【抜粋】

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

住民基本台帳法の一部を改正する法律 【抜粋】

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2 市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- 4 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所
 - 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
 - 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
 - 五 第二項の申出の場合にあっては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）



壱岐支部だより

壱岐支部 今 西 章 二

壱岐は同業3名の人口3万2千余りの島で特別変わったこともなく、何をお知らせしたらよいかと思っても殊のほか農業、漁業を主とする市町村の景気はいずれも同じ何とかで、おもしろい話も出てきそうにありませんが、くよくよ考えてもしかたのないことはご承知のとおりなので、このようなことは頭の中からちょっと外して、少しだけ壱岐のことを書かせていただくことにします。

ご存知の方もおられると思いますが、国指定有形文化財としての原の辻遺跡を壱岐の歴史、文化、地域振興の拠点施設として役立てるようにと平成22年春の完成を目途にしての『壱岐市立一支国博物館』の建設は少しずつですが進んでいるようです。

現在も出土品の展示館としてはそれ相当に整った資料館もありますが、どのようなものができるのでしょうか。また壱岐にはあちこちに古墳もあり、歴史的な島として少しでも発展できればと思います。

話は変わりますが、壱岐には昔からの温泉地もあり、自然も豊かです。晴れた日には九州本土はもちろん対馬も望めます。季節のよい秋を迎えます。私は玄海灘の新鮮な魚や先日NHKで名品として放映された『けんさきいか』そして有名な壱岐牛とこれまた名品の壱岐焼酎で一杯飲む、これまた至福なり。

建設中の博物館の写真を載せさせていただきました。





対馬支部だより

対馬支部 有地孝之

対馬市は合併後5年目を迎えました。日本、また全世界の他の先進国が経済的に悪化し続けている今日ですが、対馬は『第二の夕張』という話がでるほど殊更に酷い状況であり、失業率も全国的に非常に悪い状態で人口減には歯止めがかかりません。平成20年8月現在で人口は3万7千人と20年前と比較して1万人減、7年前と比較して5千人減となっています。話は変わりますが、対馬にはヒトツバタゴという名の珍しい木が自生しています。ナンジャモンジャという別名であり、日本では中部地方の木曾川流域と対馬にのみ自生しています。例年5月初旬に真っ白な花が満開になりますが、対馬の自生地である鰐浦地区では、満開の時期には季節はずれの雪が降ったかの

ように山が一面白く染まります。写真は鰐浦地区にある韓国展望台とヒトツバタゴです。ここでは天気の良い日には韓国の釜山方面を一望でき、国境の島であることを改めて考えさせられます。こういう立地条件であるためか対馬は韓国との交流が盛んであり、昨年対馬には約6万8千人の韓国人旅行者が訪れ、約3万2千人が宿泊しました。対馬の観光名所をバスでまわる旅行者や釣り人がほとんどですが、最近ではキャンプやサイクリングをする旅行者も増えてきています。対馬の人口を考慮すると当然ともいえますが、昼夜問わず市街地を歩いている人は日本人より韓国人が多いという光景が日常です。毎年8月の第一土曜と日曜には対馬アヒラン祭が開催され、この時



は特に韓国の旅行者が多いですが島外の日本人の旅行者も多数訪れるようです。写真は祭のメインイベントのひとつである李氏通信史行列ですが、江戸時代に当時の李氏朝鮮王朝の大使が将軍に謁見するため江戸に渡る際の行列を再現したものです。

毎年この行列には支部会員も数人参加しています。(今年はゼロでしたが。)この祭が終わって盆が過ぎ、『アキマドボタル』という初秋に舞う蛍が見られるようになり秋が近いと感じさせられる今日この頃です。以上、対馬の近況でした。



会 員 異 動

事務所変更

氏 名	旧 事 務 所	新 事 務 所	移転年月日	所属支部
大塚 芳文	長崎市今博多町38番地	長崎市三重町493番地	H19. 9. 3	長崎支部
高田 正一	西彼杵郡時津町浦郷270番地18 小坂ビル2F	西彼杵郡時津町浦郷305番地5	H19.12.23	長崎支部
林田 政成	長崎市椎の木町18番18号	長崎市南が丘町2番13号	H19.12.16	長崎支部
鍵山実智弘	長崎市矢上町193番地	長崎市矢上町11番32号	H20. 2. 2	長崎支部
杉山 未嗣	佐世保市元町4番19号 ピバシティ元町501	佐世保市日野町1526番地	H20. 3.15	佐世保支部
三浦栄一郎	長崎市西坂町5番16号	長崎市富士見町19番15号 サイドヒル101号	H20. 5.12	長崎支部
立野 彰弘	長崎市矢上町16番地2	長崎市矢上町2番15号	H20. 2. 2	長崎支部
辻崎 徹郎	大村市東本町524番地	大村市植松3丁目857番地2	H20. 6.13	大村支部

新入会員

氏 名	事 務 所	登録番号	登録年月日	生年月日	所属支部
宮崎 龍信	雲仙市愛野町甲字田善3965番地3	751	H20. 1.10	S27.10.6	諫早支部
田川 康	長崎市けやき台町10番17号	752	H20. 2. 1	S39.6.26	長崎支部
船津 学	佐世保市世知原町栗迎112番地12	753	H20. 5. 1	S51.3.30	佐世保支部

退会会員

氏 名	事 務 所	登録番号	退会年月日	生年月日	所属支部
鎌田 節男	松浦市志佐町里免740番地2	491	H19.12.18	T14.10.31	平戸支部
山下 和義	諫早市福田町6番1号	555	H20. 2.22	S27. 5. 8	諫早支部
山下 正昭	佐世保市藤原町35番3号	506	H20. 3.26	S12.10.28	佐世保支部
高橋 照市	平戸市田平町小手田免909番地	340	H20. 5.31	T13. 8.23	平戸支部

会 務 報 告

自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 8月31日

年 月 日	会議名または行事名	出 席 者	場 所
平成20年 4月 3日	第 1 回三団体協議会	正副会長、坪井総務部長、大久保業務部長	事務局
平成20年 4月14日	法務局とのオンライン登記申請利用促進協議会	相沢会長、針本副会長、大久保昌幸部長、前田利孝部長、野田大輔会員	長崎地方法務局 会議室
平成20年 4月16日	第 1 回正副会長会議	正副会長、財務部長	事務局
平成20年 4月17日	決算監査	相沢会長、平澤財務部長、松竹監事、久保監事 内野監事	事務局
平成20年 4月23日	第 1 回常任理事会	常任理事会構成員 8 名	事務局
平成20年 4月23日	第 2 回理事会	理事会構成員15名、代表監事 1 名	長崎県建設総合 会館 会議室
平成20年 5月 1日	第 1 回公嘱協会との協議会	相沢会長、池田副会長、大久保業務部長	事務局
平成20年 5月 9日	平戸支部総会	杉山広報部長	田平町 萬福
平成20年 5月14日	第1回長調政連との協議会	正副会長	事務局
平成20年 5月16日	五島支部総会	針本副会長	五島市 I T セ ンターパラモン ネット館
平成20年 5月20日	第 2 回常任理事会	常任理事会構成員 8 名、議長候補者 2 名、司会者 1 名	事務局
平成20年 5月23日	本会総会	相沢会長以下128名	長崎県勤労福祉 会館
平成20年 5月24日	長崎県司法書士会総会	相沢会長	ロワジュールホテ ル長崎
平成20年 5月28日	第 2 回公嘱協会との協議会	池田副会長、大久保業務部長	事務局
平成20年 5月31日	長崎県行政書士会総会	相沢会長	長崎県勤労福祉 会館
平成20年 6月 7日	第 1 回九州ブロック協議会会長会議	相沢会長	宮崎市 宮崎観光ホテル
平成20年 6月 8日	第 1 回九州ブロック協議会会長会議	相沢会長	同上
同 上	九州ブロック協議会20年度定時総会	正副会長	同上
平成20年 6月 9日	九州ブロック協議会20年度定時総会	正副会長	同上
平成20年 6月16日	日調連第65回定時総会	相沢会長 針本副会長	東京都 京王プラザホテル
平成20年 6月17日	日調連第65回定時総会	相沢会長 針本副会長	同上

年 月 日	会議名または行事名	出 席 者	場 所
平成20年 6月25日	第 1 回業務部・研修部合同部会	合同部会構成員10名	事務局
平成20年 6月26日	第 1 回財務部会	平澤財務部長、小島理事	事務局
平成20年 6月27日	第 3 回常任理事会	常任理事会構成員 8 名	事務局
同 上	第 2 回理事会	理事会構成員13名、代表監事 1 名	事務局
平成20年 7月 2 日	第 1 回広報部会	広報部会構成員 6 名	事務局
平成20年 7月 3 日	第 2 回三団体協議会	正副会長、坪井総務部長、大久保業務部長	事務局
平成20年 7月 5 日	第 1 回本会研修会	相沢会長以下134名	長崎県勤労福祉会館
同 上	第 1 回支部長会議	支部長会議構成員 9 名、本会役員 8 名	同上
平成20年 7月 9 日	第 1 回総務部会	総務部会構成員 4 名	事務局
平成20年 7月12日	第 2 回九州ブロック協議会会長会議	相沢会長	宮崎市 青島パームビーチ ホテル
平成20年 7月13日	第 2 回九州ブロック協議会会長会議	相沢会長	同上
平成20年 7月16日	第 1 回境界鑑定委員会	境界鑑定委員会構成員 7 名	事務局
同 上	第 2 回長調政連との協議会	相沢会長、針本副会長	事務局
平成20年 7月22日	第 1 回県弁護士会協議会	相沢会長、針本副会長、坪井総務部長、 前田利孝委員長	長崎県弁護士会 会議室
平成20年 7月31日	第 2 回境界鑑定委員会	境界鑑定委員会構成員 6 名	事務局
平成20年 8月 5 日	第 4 回常任理事会	常任理事会構成員 8 名	事務局
平成20年 8月 7 日	第 3 回境界鑑定委員会	境界鑑定委員会構成員 8 名	事務局
平成20年 8月 8 日	九州ブロック協議会 ADR 担当者 会同	坪井総務部長、前田境界問題相談センター 準備委員長	福岡市 福岡センタービル
平成20年 8月12日	第 1 回境界問題相談センター準備委 員会	境界問題相談センター準備委員会構成員 8 名	事務局
平成20年 8月20日	第 2 回業務部・研修部合同部会	合同部会構成員10名	事務局
平成20年 8月21日	第 2 回総務部会	総務部会構成員 6 名	事務局
平成20年 8月29日	公嘱協会定時総会	相沢会長	長崎県建設技術 研究センター -

『大 国 主 命』

佐世保支部 神 尾 正 武

私は、長崎県佐世保市で土地家屋調査士を営んでおります、神尾正武と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私は、ここ数年というもの日本古代史に興味を持っておりまして、家内と二人で、奈良、京都、島根、鹿児島、宮崎、韓国等、神社や古墳、遺跡等をレンタカーを借りて観光して回りをまして、『邪馬台国、誕生』（上下、新泉社刊）、『素戔嗚（スサノオ）尊とヤマタノオロチ』（星雲社刊）、『大 国 主 命』（星雲社刊）を出版しました。

以下にその内容を、ご紹介させていただきます。

『邪馬台国、誕生』は、私の古代史に関する最初の作品です。

すなわち倭人とは、そのもともとは古代中国の呉国の人々が発祥であり、長江（揚子江）周辺に稲作を営んでいたが、紀元前五世紀、その南の越国によってその地を追われ、山東半島から朝鮮半島南部（弁韓）、壹岐、対馬、北部九州へと渡ってきたものだ、とのストーリーです。韓半島でも金氏というのは倭人であり、日本民族と同一だと考えております。

また、天皇家は、モンゴル平原にいた遊牧狩猟民の扶余族（騎馬民族）が、紀元前

二世紀頃、南下して中国東北部（満州）へいたり、紀元前一世紀には高句麗国を建国。紀元二世紀となってその高句麗の王族のひとり、夷毗詞いびかが数千の群衆を率いて南下、韓半島の大伽耶（高靈）に至り、大伽耶国を築き、その子惱室朱日なうちしゆにち、その孫イザナギの時にいたって紀元三世紀初頭、それよりさらに南下して弁韓・倭人を平定、対馬海峡を渡海して日本列島、博多へと侵入、そのころ博多付近の春日を都としていた「伊いと奴国（古代韓国語で「イ」は聖なる、「ト」は土地、“聖なる土地”という意味の王国）」を滅ぼして（伊奴国は阿曇族あずみの水軍国家であった）、奴国なを建て、そこに君臨、都を小門（小戸）に置いたものと考えます。イザナギは、出雲より“イザナミ”という王女をめとり初代の皇后とします。そしてそのイザナギとイザナミの間に蛭児ひるこ（日子であろう）、天照大神あまてらすおおかみ（卑弥呼）、月夜見命なしめ（難升米）、スサノオの四貴子が生まれます。

イザナギは、現・福岡県甘木市を占領、そこに邪馬台（やまと）国を建て、その子の天照大神を女王に、月夜見命つきよのみことを執政官とします。邪馬台国が、北部九州二十数力国を支配下におき、中国、魏帝国に朝貢をしたのは有名です。特に伊都国（糸島半島）には一大率（軍団）をおき、直轄領のごと

くにしておりました。

しかるに、その後、イザナギの旧領国を継いで奴国（博多）王となっていたスサノオの反乱のため、紀元248年、天照大神は討死をし、第一次邪馬台国は滅亡する訳です。天照大神の墓は糸島半島の平原遺跡だと私は考えています。その後は、第一次邪馬台国の分国の一つ、豊国（福岡県行橋市）に王都（高天原）は移ります。すなわち、月夜見命の領地であった豊国にその長男・^{おもいかね}思兼命（執政官）、長女の菘与（とよ、女王）が立ち、第二次邪馬台国が築かれるのです。故・天照大神の子神（子供）であった^{あまのおしほみみ}天忍穗耳尊、^{あまのほひ}天穗日命、ニニギ尊らの活躍で、日高見国（日田）の猿田彦、甘木の長狭を降したニニギ尊は、ついに葦原の水穂国（博多）へとスサノオを攻めつけ、それを破るのです。

『素戔嗚（スサノオ）尊とヤマタノオロチ』は、『邪馬台国、誕生』のつづきの作品であります。英雄・スサノオ尊が邪馬台国の軍勢に追われ、^{しろ}斯盧国（のちの新羅）に去ったものの、その地に滞在することができず、高句麗国へ逃亡、それから後のことを描いております。

そのころの出雲国は、女王・イザナミが老衰で死没し、その弟の^{きさかみたかひこ}枳佐可美高日子（のちの^{あしなずち}脚摩乳）が執政者、その娘の奇稲^{くしいな}田姫が女王となって支配する国でした。しかるにその出雲国に、いずこからともなくヤマタノオロチという将軍が大軍団を率いて侵入、脚摩乳、手摩乳を撃破して、脚摩

乳、奇稲田姫を仁多郡の山中へと追い詰めてしまいます。

困窮した脚摩乳、奇稲田姫は使者を韓半島へと送って、そのころ弁韓の^{かや}伽耶山にいたスサノオ尊に來援を要請。スサノオ尊は、その要請に応じて出雲へと参上し、ヤマタノオロチを退治するとのストーリーです。

話としては、何の変哲もないことなのですが、ヤマタノオロチの正体は何者だったのか、何故、ヤマタノオロチの切られた尻尾から、天皇家の三種の神器の一つ「^{くさなぎ}草薙の剣」が出てきたのか、そういうことをこの一冊で、解明したいと思い、書きました。

ちなみに、二十一世紀の現在になっても、最前の二つの謎は解決しておりません。今回の私の一冊で、その二つの謎が解決をしたと、私自身は感じております。

次の「^{おおくにぬし}大国主命」は、その又つづきの作品であります。英雄・スサノオ尊が出雲王国の国王となったあと、韓半島・斯盧国（のちの新羅）からやってきた大国主命にその国を譲る話です。

大国主命は、^{から}韓の神と称され、古くから日本人々に親しまれてきました。

この本では、この大国主命というのは何者だったのか、どういう人物だったのか、を詳細に描いております。

今もって謎に包まれている日本古代史上の人物・大国主命、歴史を紐解きながらその正体に迫ります。



『邪馬台国、誕生（上）』 定価1995円

『邪馬台国、誕生（下）』 定価1995円
(消費税込)

出版社

新泉社 東京都文京区本郷2-5-12

電話 (03) 3815-1662

『素戔鳴尊とヤマタノオロチ』 定価1200円
(消費税込)

『大國主命』 定価1200円
(消費税込)

出版社

星雲社 東京都文京区大塚3-21-10

電話 (03) 3947-1021

著者

住所 長崎県佐世保市稲荷町5番25号

電話 (0956) 33-5699

ホームページ <http://www.kamio-m.com/>



◀ 編集後記 ▶

今年は、4年に1度のオリンピックが北京で開催され、日本はメダル25個という結果に終わりました。

その中でも水泳の北島康介選手の2大会連続の金と女子ソフトボールの金メダルが一番印象に残ったのではないのでしょうか？

また、期待された野球についてはメダル

に届かず非常に残念でした。

さて会員皆様の御協力により、無事会報64号を発行することができました。いつも思うことですが、原稿の収集が一番の悩みの種となっております。些細なことでもかまいませんので、会員皆様の原稿収集の御協力の程、よろしくお願いします。



地理空間情報活用推進基本法の成立で何が変わる？

基本計画のポイントを押さえ、基本法が目指す地理空間情報高度活用社会を捉える！

地理空間情報活用推進 基本法入門 NSDI法と関連動向の解説

柴崎亮介 監修

東京大学空間情報科学研究センター 寄付研究部門
「空間情報社会研究イニシアティブ」

編著



●B6判 ●268頁 ●定価2,100円(本体2,000円) ●ISBN978-4-8178-1353-4 ●平成20年7月刊

やさしく読み進められて、
基本法の内容を
把握するのに最適！
携帯に便利なB6判です。

基本法成立までの取組・経緯から今後の展望まで、
地理空間情報が行政やビジネスにもたらす
さまざまな効果について収録しています。
地理空間情報に関わるすべての民間事業者の方々、
行政に携わるの方々にお勧めの書。

本書の特長

- ▶ 「地理空間情報って何？」という方にもわかりやすい説明。
- ▶ 基本法の成立経緯や、基本法に沿って策定された基本計画について、要点を絞って紹介。
- ▶ 国や自治体等による関連事業・施策については、図表を用いて詳細に解説。
- ▶ 条文に沿った一問一答Q&A集で、基本法に対する疑問を解消。

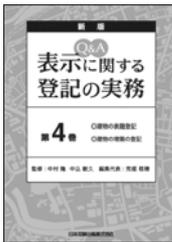
新版

Q&A

表示に関する登記の実務

(全5巻+特別編)

中村隆・中込敏久 監修 荒堀稔穂 編集代表



最新刊!

第4巻

- ◎建物の表題登記
- ◎建物の増築の登記

建物の表示に関する登記編スタート!

●A5判 ●506頁 ●定価4,725円(本体4,500円) ●ISBN978-4-8178-3795-0 ●平成20年5月刊

シリーズ一覧

- | | | |
|-----|----------------------|---------------------------------------|
| 第1巻 | 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記 | 定価4,935円(本体4,700円)・A5判・560頁・平成19年1月刊 |
| 第2巻 | 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正 | 定価5,040円(本体4,800円)・A5判・562頁・平成19年5月刊 |
| 第3巻 | 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記 | 定価4,725円(本体4,500円)・A5判・500頁・平成19年11月刊 |
| 特別編 | 筆界特定制度 一問一答と事例解説 | 定価5,880円(本体5,600円)・A5判・672頁・平成20年1月刊 |

第5巻

建物合体・合併～分棟・区分建物・
滅失の登記・建物の図面関係

平成20年11月
刊行予定です!!

お問い合わせ・
ご注文はこちら

「家族」から発想する、いつくしむ世紀へ
日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

GLONASS、新たな星との対話。 空に国境はない。

世界最軽量2.8kg*のケーブルレスGPS。
ワンポールリアルタイムシステム。

NEW

ライカ スマートローバー

ユニバーサル測量システムSystem1200シリーズに新たに加わった「スマートローバー」はデータの無線転送が可能な世界最軽量のGPS。スマートアンテナATX1230とコントローラーRX1250Xで構成。TPS1200シリーズとの完全互換も実現。スマートステーション®として高い拡張性とシームレスな作業環境を提供。新たにGLONASS衛星受信モデルをラインナップしました。



System 1200の進化、GNSS時代に備えて。
GNSSとは現状のGPSとGLONASS、そして今後打ち上げられるGPSの“L5”やEUの“ガリレオ”を含めた衛星測位（航法）システムの総称です。System 1200シリーズのGLONASS対応は、このGNSSを見据えた進化のひとつです。

- スマートステーション／GPS1200も同時にGLONASSのサポートを開始します。
- 既存のSystem 1200（GPS）製品にはGNSS対応アップグレード（有料）をご用意しています。
- GLONASS対応モデルでもGLONASSの受信にはライセンスキー（有料）が必要です。

※アップグレードおよびライセンスキーの詳細は、弊社サポート担当または販売代理店まで。
*カーボンポール使用時

ライカ ジオシステムズ株式会社

本社	〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート	Tel. 03-5940-3020
テクニカルセンター	〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートB1F	Tel. 03-5940-3035
大阪支店	〒540-6131 大阪府中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F	Tel. 06-6910-3871
福岡営業所	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-3-6 第三博多階ビル6F	Tel. 092-432-8201
札幌営業所	〒063-0829 札幌市西区発寒9条13丁目1-10 プレサント発寒ステーション3F	Tel. 011-669-1101
空間画像グループ	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-3-3 千代田トレードセンタービル6F	Tel. 03-3526-5291

<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

お問い合わせは...



九州精密株式会社

〒851-2121 長崎県西彼杵郡長与町岡郷498
TEL 095-840-5282 FAX 095-887-0282

核となるTPSが進化し スマートステーションはさらなる領域へ

もしもあなたが、世界測地系の正確な座標をcm単位で必要とするなら、それにはGPSが必要です。さらに土地の座標をmm単位で必要とするなら、TPSが必要です。

スマートステーションはGPS/TPS2台分の機能を1台で可能にしました。しかも価格は1.5台分です。

作業時間の大幅な短縮と大幅なコストの削減を可能にしたうえ、GPS/TPS2つの測量で同一の座標系を使用するため、基準点の精度や整合性の確認を現地で簡単にチェックできるなど、測量の精度を最高レベルで確保しつつ生産性を向上させます。

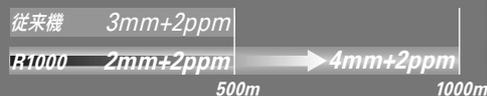
TPS機能はさらにプラス

スマートステーションの核となるTPSは基本性能をTPS1200+(プラス)としてさらにアップしました。TPS1200+はスマートステーションやスマートポールへトランスフォーム(変身)できます。

ノンプリズム機能のロングレンジ化



ノンプリズム機能の測距精度の向上



プリズム測距の精度の向上



自動視準機能の位置精度の向上



見やすいカラーディスプレイ



®スマートステーションはライカジオシステムの登録商標です。

ライカ ジオシステムズ株式会社

本社 〒113-8591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート Tel. 03-5940-3020
 テクニカルセンター 〒113-8591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートB1F Tel. 03-5940-3035
 大阪支店 〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871
 福岡営業所 〒812-0016 福岡市博多区博多駅前1-3-6 第三博多増成ビル6F Tel. 092-432-8201
 札幌出張所 〒063-0829 札幌市西区発寒9条13丁目1-10 プレザント発寒ステーション3F Tel. 011-669-1101
 空間画像グループ 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-3-3 千代田トレードセンタービル6F Tel. 03-3526-5291

<http://www.leica-geosystems.co.jp>

TPS1200+

New SmartStation

- when it has to be right

Leica
Geosystems

お問い合わせは...



九州精密株式会社

〒851-2121 長崎県西彼杵郡長与町岡郷498
 TEL 095-840-5282 FAX 095-887-0282

- オンライン申請を徹底支援 -

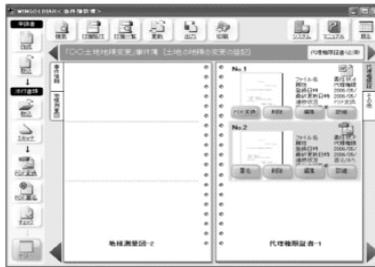
WingNeo⁵
Network Land Surveyors' System

オンライン特例方式 WingNeo⁵

- 乙号申請支援
- 添付情報特例方式支援
(申請書のみ電子署名、添付情報は別送方式)
- 添付情報電子ファイル化方式支援
(添付情報までPDF等+電子署名して先行送信)
- WingNeoデータ連動
(CAD図面、XML図面、現場情報等)
- バインダ形式ファイリング機能
- XML署名、TIFF署名、PDF署名
- ライブアップデート(保守加入必須)

完全オンラインプラス WingNeo⁵

- オンライン特例方式の全機能
- 完全オンライン方式での申請
(公的個人認証カードによる電子署名機能追加)



登記書類作成支援/調査報告書作成支援

- 登記申請書+添付書類各種
- 帳票タイプを400以上搭載
- 点情報管理機能
- 筆界特定申請支援機能
- 画像編集機能
- WingNeoデータ連動
- ライブアップデート(保守必須)

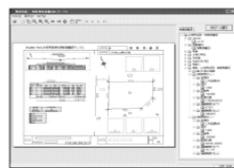
※調査報告書作成支援オプションは調査報告書のみ作成が行えます。

登記書類作成支援オプションの搭載帳票の種類(一部)

- | | | | |
|---------------|---------------|-------------|------------|
| ・登記申請書(土地・建物) | ・抵当権滅失承諾書 | ・筆界特定申請書 | ・土地合筆登記申請書 |
| ・委任状(土地・建物) | ・所有者更正承諾書 | ・筆界特定申請意見書 | ・建物滅失証明書 |
| ・地図訂正申請書 | ・筆界確認書 | ・筆界特定手数料計算書 | ・不動産売買の委任状 |
| ・共同担保目録 | ・立会証明書 | ・筆界特定委任状 | ・不動産贈与の委任状 |
| ・合併地役権証明書 | ・立会のお願い | ・筆界特定承継申出書 | ・建物表題付属申請書 |
| ・工事完了引渡証明書 | ・分割地役権証明書 | ・筆界特定調査票 | ・建物取り壊し申請書 |
| ・登記済証 | ・登記嘱託書(土地・建物) | ・筆界特定立会通知書 | ・受領書 |

地積測量情報XML

- 地積測量図XML
- XML署名
- 土地所在図XML
- TIFF署名
- 地役権図面XML
- XMLチェック
- 建物図面XML



乙号申請
半ライン
完全オンラインまで!



WingNeo1台で完結、
誰でも出来る
簡単オンライン



手数料も
ガソリン代も、
オンラインで経費節減!



WING over the World
アイサンテクノロジー株式会社

福岡営業所 TEL(092)482-6123



株式会社 水上洋行

標ヨ・ダ

TEL@095@844h 4308

ケ糺后・ダ

TEL@0956@22h 0588

**自動追尾・自動視準・自動対回・長距離ノンプリ搭載。
全てを兼ね備えたハイエンドモデル新登場！！**



**ノンプリ測距
2000m**

**自動視準
機能**

**自動対回
機能**

**高速
自動追尾**

All-round

- 高速自動追尾機能を利用し、効率的なワンマン観測が可能
- 自動視準機能を利用し、快適な観測を実現
- 自動視準モードにより、スピーディな対回観測を実現
- 超ロングレンジノンプリズム測距2,000m

自動追尾パルスタルステーション
GPT-9000Aシリーズ

**完全ケーブルレスでVRS・RTK作業が可能！！
パケット通信により低コストで安定した高速通信を実現。**



- 通信モジュール内蔵一体型
- 固定局・移動局完全スッキリ装備
- ケーブルレス・オールインワン受信機

Bluetoothチップ

Bluetooth

通信モジュール

受信機

アンテナ

バッテリー

GNSS(GPS/GLONASS)受信機
GR-2100Nシリーズ

**スッキリ
装備**

トプコン測量機器 情報提供サイト ● [Guppy-Net.com](http://www.guppy-net.com) <http://www.guppy-net.com>

株式会社 **水上洋行**
株式会社 **トプコン販売**

本 社 〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭3-1-22 TEL (092)641-2561 FAX (092)641-2487
長 崎 営 業 所 〒852-8034 長崎市城栄町10-10松本ビル TEL (0958)44-4308 FAX (0958)44-4203
佐 世 保 営 業 所 〒857-0022 佐世保市山手町25-24 TEL (0956)22-0588 FAX (0956)22-0673
福 岡 営 業 所 〒812-0006 福岡市博多区上牟田1-3-6 TEL (092)432-7295 FAX (092)432-7317

測量機器に関するご質問・ご相談 **トプコン測量機器コールセンター** 電話番号(フリーダイヤル) **0120-54-1199** 受付時間9:00~17:50 (土・日・祝日・トプコン休業日は除く)

調査士業務の機能を向上し、 圧倒的にスピードUPさせます!



測量計算CADシステム「ブルートレンドV」

Ver.6

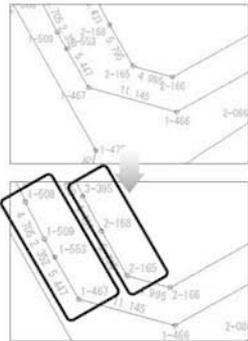
Windows Vista™ 対応

文字自動編集とアシスト

文字の重なりや引出し線の編集が、驚くほど簡単になりました!

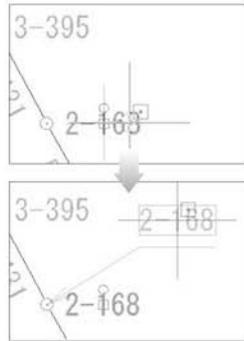
文字の重なり編集

文字の重なりを自動で移動修正します。状況に応じて引出線が表示されます。



引出線の編集

離れに合わせてフレキシブルな引出線へ自動配置されます。



インターフェイスの改善と操作性の向上

大量の手簿整理・複雑形状の地番登録などが効率よく行えます!

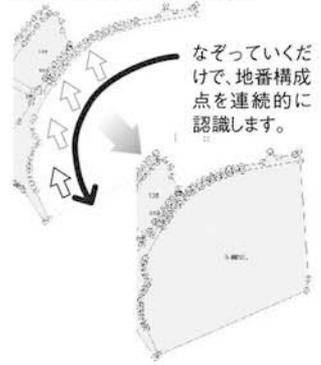
手簿の確認

器械点・点検路線を常に一覧表示し、切り替えと確認を簡単に!
(電子野帳接続、基準点測量)



地番の登録

隣接地番の構成点を自動取得!

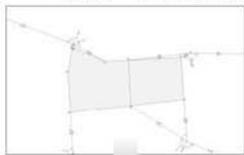


「不動産調査報告書入力システム」との連携

「BLUETREND V」の各種情報から「不動産調査報告書入力システム」へデータ連携が行えるようになりました!

座標値・観測情報の連携

・トラバース計算の器械点等の座標値
・トラバース放射データなどの観測情報



テキストとして調査報告書
日調連様式データ書込み



素図も楽々取込み

調査素図として、図面を「拡張メタファイル(EMF)」形式で出力



不動産調査報告書入力システム
(日調連提供)

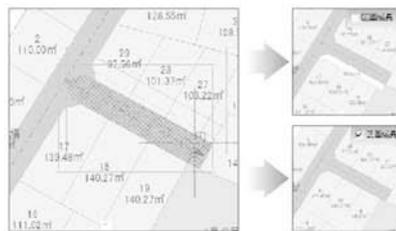


ズームビュー



広範囲と拡大画面が同時に見れ、
拡大縮小の手間を省きます!

宅地割りシミュレーション機能強化



道路移動時に
区画も延長!
CADでの面積調整も
自由自在!

福井コンピュータ株式会社

長崎出張所 / 〒850-0051 長崎市西坂町2-3長崎駅前第一生命ビル2F Tel.095-820-2655・Fax.095-820-3329

札幌・青森・盛岡・秋田・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜
富山・福井・京都・大阪・神戸・阪和・岡山・広島・松山・高松・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄





不動産登記オンライン申請支援システム
「トレンドキャンディ」

特定方式(半ライン申請)対応

オンライン申請の一連の作業をサポートします。

平成17年3月の不動産登記法の改正に伴いオンライン申請が始まりました。しかしながら、本人確認のための住基カードの普及が進まないことなどから実施進捗が遅れており、この状況を打開するために特例方式(半ライン申請)にて申請することになりました。公囂の業務においても、半ライン申請必須とする動きが見られるなど、必要不可欠な業務となってきています。福井コンピュータでは、事件管理・申請書作成・申請までサポートするシステム「TREND C&Y」を、オールインワンパッケージでご提供します。



●初めての方もナビに従うだけで、簡単申請

- ナビ入力…作業手順をサポート。
- プレビュー確認
- 入力チェック
各種情報はプレビューで確認しながら入力できます。
- 法務省オンライン申請サイト
同一ウィンドウで、該当事件のデータフォルダを表示。申請の最後まで、ミスがおきないように支援します。

万全のセキュリティシステム

■世界標準の暗号化技術Misty(三菱電機製)搭載
個人情報を取り扱う代理人にとって、個人情報漏洩は死活問題となります。TREND C&YではMistyを搭載し、顧客の情報を守ります。

IC CARD
ICカードによるログオン管理を行い、出先でのパソコン放置・紛失、盗難時にも、顧客の情報を守ります。

データセキュリティ
データはMistyで暗号化され、顧客の情報を守ります。

事件簿管理

事件単位で、バンダー形式で管理します。手帳をめくるイメージで扱うことができます。デジタルデータを登録するだけでなく、データ内容をサムネイル表示し、処理状況を一目で確認することができます。

複数の事件も一括してスケジュール管理できます。

付箋紙機能で、複数人での共同作業時の連絡を忘れずに行えます。

様々な機能

外字作成機能で、人名・地名の特殊な文字も入力が可能です。

システム

データセキュリティの面から、どのマシンでデータ更新したかのログを残しています。特に複数人で作業するときの管理に効果を発揮します。

JAVA切り替え

法務省のオンライン申請サイトは、JAVAアプリです。1台のパソコンでは異なるバージョンのJAVAアプリを同時に動作させることはできません。JAVA切り替えてオンライン申請するために、他のJAVAアプリが動作しなくなるという心配はいりません。



面倒な宅地割りがズバツとカンタンに!
宅地割りプログラム無料体験版配布中!

●体験版お申込・資料請求はホームページから

福井コンピュータ 検索

広告に誤りがございましたので、お詫びして訂正致します。

長崎県土地家屋調査士会の皆様へ

「**集団扱自動車保険**」 **ご加入のおすすめ！**

◆日本土地家屋調査士会連合会様と**集団契約**を締結させていただいております。

1. 自動車保険

- * 保険料が割安・・・一般で加入する場合に比べ保険料は**約5%割安**
- * 他社からの無事故割引も継承できます。

三井住友海上火災保険(株) 代理店

○長崎・諫早・大村地区担当

(有)トータル・サービス

〒850-0033 長崎市万才町 6-35 三井生命長崎ビル 5階
TEL(095)832-2430 FAX(095)832-2580
E-mail: totalservice7628@air.ocn.ne.jp
<http://www.hoken3704.net/>
<http://www.dairitenhp.com/hoken-sigeta/>

○島原半島地区担当

(有)ライフサポート

〒855-0862 島原市新湊 1-34
TEL(0957)64-5940 FAX(0957)65-0282
E-mail: life110@fsinet.or.jp
<http://www.dairitenhp.com/life110/>

○佐世保・北松・東彼地区担当

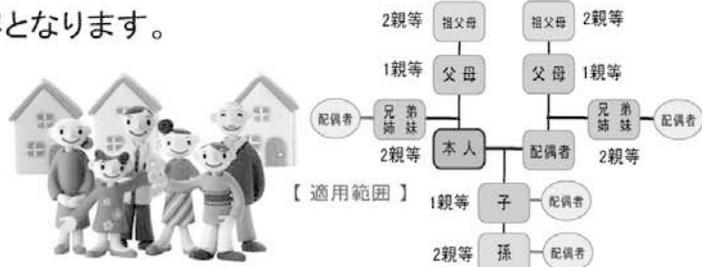
(有)スマイル保険

〒857-1166 佐世保市木風町 1467-2 西田商事ビル 3階
TEL(0956)26-1870 FAX(0956)26-1871
E-mail: smile@smilehoken.jp
<http://www.smilehoken.jp>

長崎県土地家屋調査士会会員様およびそのご家族の皆さま方の人生のふしめを“安心”と“真心”でお手伝いさせていただきます。

【ご契約内容】 … 下記の内容となります。

【適用範囲】 ※右図参照
 会員と配偶者の2親等
 (祖父母・父母・子供・孫・兄弟姉妹)
 及びそれぞれの配偶者



冠婚 でのご契約内容 **フライタルサロンウイ** 長崎市古川町6番28号 TEL095-825-8711 (マツヤビル1F)

フォーマル・ブライダルコスチュームは、ゆっくりお選びいただくためにも完全予約制となっておりますのでご希望日をご連絡下さい。

結納品
15%OFF
5品目
15,750円～

ギフト引出物
20%OFF
食品・一部商品は異なる場合がございます

社内イベント賞品
ゴルフコンペ賞品
などにもご利用いただけます。

フォーマル
20%OFF

○成人式衣装 ○参列者衣装
○お宮参り衣装 ○卒業式衣装
○子供ドレス ○七五三衣装

など、各種多数取り揃えております。

ブライダルコスチューム
20%OFF

○白無垢 ○色打掛 ○紋付袴
○ウェディングドレス ○カクテルドレス
○タキシード

数多くのコレクションの中からあなただけの個性的な演出を致します。

葬祭 でのご契約内容 **法倫會館** 長崎 長崎市茂里町3番31号 TEL095-849-4000 諫早 諫早市栗面町120番地1 TEL0957-24-4000

全国アンケートでも一番気になるのが葬儀費用。弊社では無料事前相談受付中 お見積り～儀式の流れ、事前準備項目 などご案内いたします。

葬儀祭壇
お骨壺一式
御棺
後飾り
控室料

20%OFF

送る人、送られる人の立場にたち、誠心誠意ご奉仕いたします。

敬供品
10%OFF

○生花スタンド ○外花環
○灯笼 ○霊前灯

花キュービットご利用の場合は対象外

オリジナル弔文【無料】
お問い合わせ下さい

喪服レンタル
20%OFF

○喪服[Lサイズ・Mサイズ・アンサンブル] ○礼服[シングル・ダブル]
身長・体重・腰周りをご連絡ください。

仏壇・仏具
20%OFF

各宗派仏壇・現代仏壇取り揃えています。

精霊船
盆用品

家紋提灯からもやいの精霊船までご予約承ります。

ホール のご案内 **多目的ホール リアン** 長崎市茂里町4番1号 TEL095-846-9100

各種イベント会場・会議・趣味教室の会場としてご利用頂いています。用途に合わせた会場をご用意できますので、お気軽にお問合せください。

ご指定契約でのお問合せ先 (株)長崎新生活センター 営業部 担当:川村 ☎ **095-847-8111**

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気となり入院した場合に1泊2日からの入院を補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社迄お問合わせをお願い致します。

21世紀も情報の伝達に
ベストを尽くします。



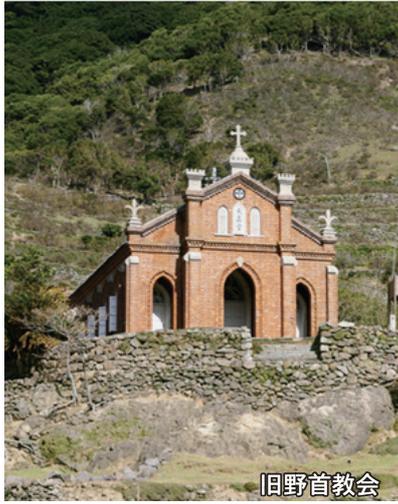
実績と信頼の半世紀。

 **日本紙工印刷株式会社**

〒850-0046 長崎市幸町3-11 TEL095 (827) 4343 FAX095 (826) 6288

<http://www.nihon-shiko.co.jp>

「世界遺産候補地」長崎の教会群



旧野首教会



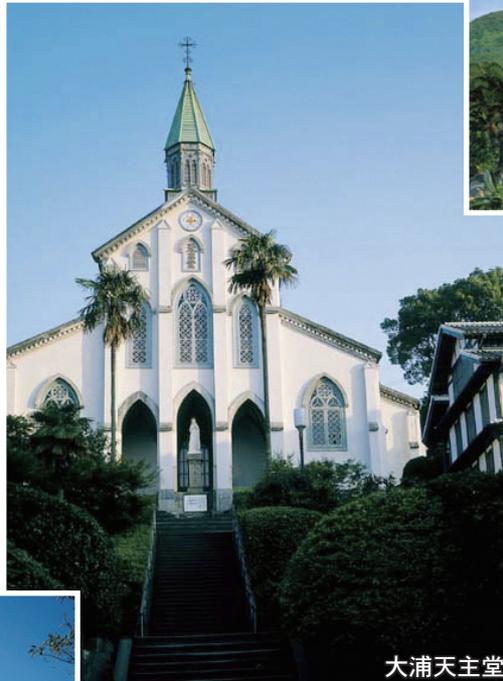
黒島天主堂



堂崎教会



田平天主堂



大浦天主堂



頭ヶ島天主堂



出津教会



青砂ヶ浦天主堂

平成 20 年 10 月 7 日 印刷
平成 20 年 10 月 7 日 発行
発行者 長崎市桜町7番6 - 101号
サンガーデン桜町1階
電話 (095) 828 - 0009
長崎県土地家屋調査士会
会長 相沢 治典
編集 広報部
印刷所 日本紙工印刷株式会社